

LIBRA

2014年 4月号

〈特集〉

裁判所からみた消費者紛争

— 一般事件における留意点も交えながら —

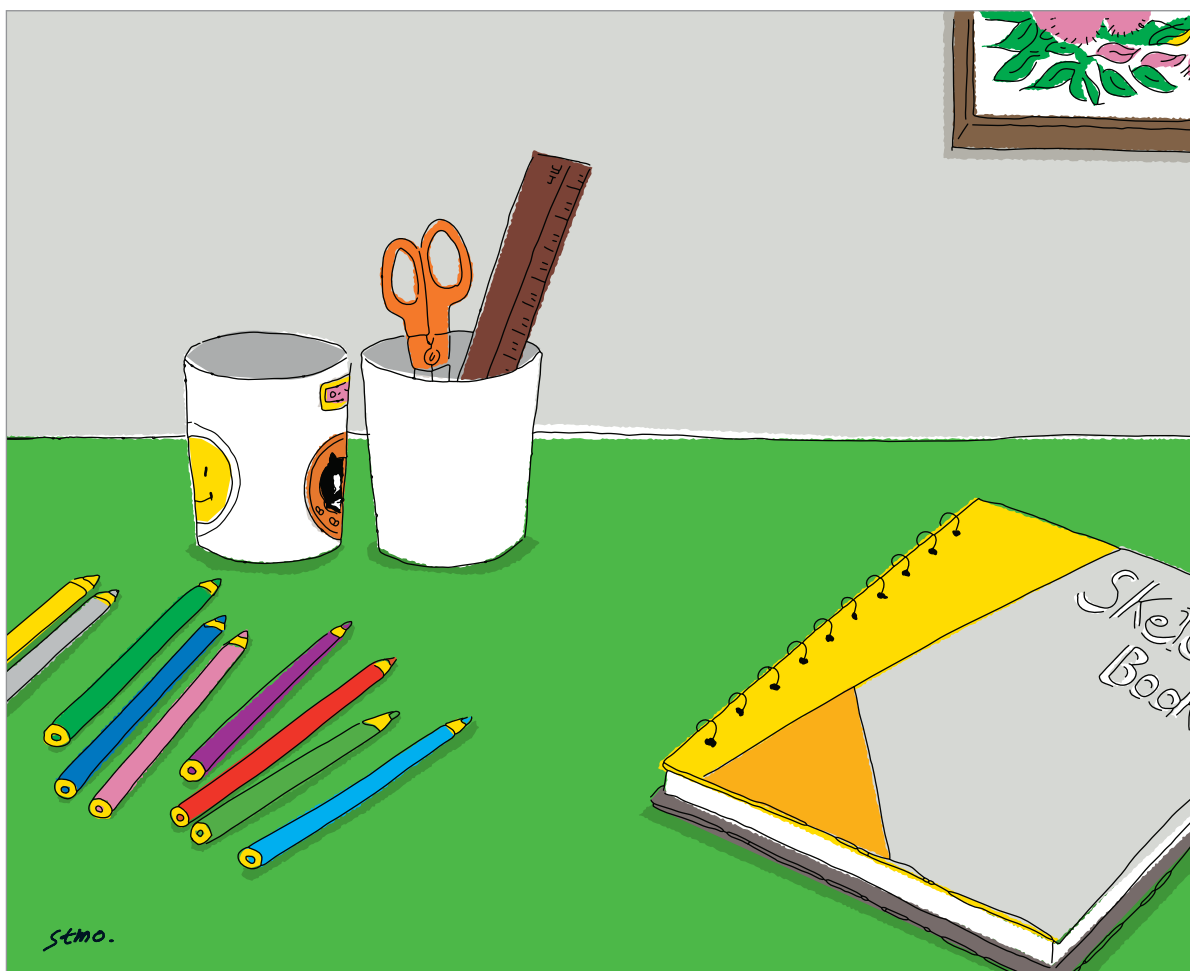
講演/東京地方裁判所 廣谷章雄 判事

〈インタビュー〉

第28回 東弁人権賞 受賞 上畑鉄之丞 さん

〈クローズアップ〉

2014年度 役員紹介



東京弁護士会

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年4月号

特集

02 裁判所からみた消費者紛争

— 一般事件における留意点も交えながら —

- 「現代型民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争(1)消費者紛争」の内容と裁判官講演実現に至るまで 小森貴之
- 講演「消費者紛争における事実認定及び訴訟運営並びに代理人の留意点」
東京地方裁判所 廣谷章雄判事

インタビュー

24 第28回 東京弁護士会人権賞 受賞 上畑鉄之丞さん

クロースアップ

28 2014年度 役員紹介

ニュース&トピックス

- 32
- 「DNA鑑定の実務」見学会—鑑定科学技術センター訪問—
 - 沖縄調査報告
 - シンポジウム「DV被害者支援の現状と課題、そしてこれから」
 - クラス別研修の実施状況について

連載

- 39 常議員会報告（2013年度 第11回）
- 40 今、憲法問題を語る：第35回 憲法出前講座について 片山雅也
- 41 秘密保護法解説：第9回 ツワネ原則と秘密保護法 出口かおり
- 42 近時の労働判例
第17回 東京地判平成25年2月28日（イーライフ事件） 近藤圭介
- 44 刑弁でGO！：第54回 市民はどう見ているか～裁判員アンケート～ 前田 領
- 46 ジェンダーNOW！
第8回 親子関係をめぐる問題—離婚後300日問題及び最近の判例の動向— 折井 純
- 47 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第2回 育児支援制度活用のお薦め 野坂優子
- 48 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第65回 落ち度があっても支援要請はためらわず速やかに！ 若宮良一
- 49 65期リレーエッセイ：午前10時のマドリッド 市原麻衣
- 50 via moderna：第50回 弁護士就業問題等に関するアンケート 森 悟史
- 52 わたしの修習時代：貴重な仲間を得た時期 33期 榊原富士子
- 53 コーヒーブレイク：ジョジョ立ちのすすめ 木村容子
- 54 心に残る映画：『ハロルドとモード／少年は虹を渡る』 中村千之
- 55 むつみ会のご案内
- 56 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 65 インフォメーション

裁判所からみた消費者紛争

―一般事件における留意点も交えながら―

2013年1月23日、当会において「消費者紛争における事実認定及び訴訟運営並びに代理人の留意点」というテーマで講演会が開催されました。講師は、司法研究報告書として刊行された司法研修所編「現代型民事紛争に関する実証的研究―現代型契約紛争(1)消費者紛争」(法曹会)の執筆者の1人である廣谷章雄判事(東京地方裁判所所属、平成26年4月1日付けで千葉地方裁判所に異動)が務められました。

今回の特集では、司法研究報告書として刊行された書籍の内容の概略等と廣谷判事によるご講演をご紹介します。

廣谷判事からは、消費者紛争の特徴を踏まえた事実認定や訴訟運営の方法などを中心としつつ、一般的な訴状や準備書面の記載方法などについても講

演・質疑応答いただきました。特に、消費者の行動特性について、社会心理学や行動経済学の知見から研究され、その研究にあたっては「我々はすべて消費者である」ということを念頭に置いていて、その上で消費者の行動特性を理解しつつ個々の事案を見極めて消費者及び紛争の実態に沿った解決に努める必要があることなどに言及されており、弁護士が実務に携わる上でも参考になるものとも言えます。

裁判官の率直な意見等を知ることができる大変興味深い内容となっていますので、講演内容はほぼそのまま掲載しています。

本特集は、弁護士にとって、消費者紛争はもとより、他の事件を処理するにあたっても大変参考になる内容となっておりますので、是非最後までお読みください。

(遠藤 治、佐藤 顕子)

CONTENTS

- ・「現代型民事紛争に関する実証的研究―現代型契約紛争(1)消費者紛争」の内容と裁判官講演実現に至るまで
- ・講演「消費者紛争における事実認定及び訴訟運営並びに代理人の留意点」東京地方裁判所 廣谷 章雄 判事
Ⅰ 裁判官によるご講演 Ⅱ 裁判官と出席者との質疑応答及び意見交換

「現代型民事紛争に関する実証的研究―現代型契約紛争(1)消費者紛争」の内容と裁判官講演実現に至るまで

消費者問題特別委員会委員 小森 貴之 (59期)

Ⅰ はじめに

司法研修所は、平成23年4月、司法研究報告書第63輯第1号として、「現代型民事紛争に関する実証的研究―現代型契約紛争(1)消費者紛争」(以下、「同報告書」または「本書」という)を刊行した。

いわゆる消費者紛争は、複雑な法制や立証の困難性等から、我々弁護士にとって専門性が要求される分野の一つであるが、司法研修所が司法研究のテーマとして取り上げていることからして、裁判所においても、消費者紛争の適正妥当な解決について大きな問題意識を持っていることがうかがえる。

Ⅱ 廣谷章雄判事の講演会の実現

- 1 同報告書は、平成23年4月、財団法人（現・一般財団法人）法曹会から一般に発行されたところ、消費者紛争における事実認定・法的判断上の留意点や訴訟運営の在り方等について第一線の裁判官が著した論文として、当委員会でも大きな話題となった。

また、その内容についても、消費者行動の特性に関する学問的知見として行動経済学や社会心理学を紹介するなど、従来の事実認定論の枠に捉われない部分も多く、その点についても高い関心を集めた。

- 2 そのような折、同報告書の研究員（著者）の一人である廣谷章雄判事が東京地方裁判所民事第35部に配属されていたことから、当委員会では、当委員会委員及び東京弁護士会消費者問題法律相談担当者を対象とした廣谷判事の講演会を企画し、同判事に打診したところ、同判事にはこれを快くお引き受けいただき、平成25年1月23日、「消費者紛争における事実認定及び訴訟運営並びに代理人の留意点」をテーマとする講演会が実現した。

- 3 同講演において、廣谷判事は、同報告書の解説にとどまらず、ご自身の経験等をも踏まえながら、意外なほどの率直さで「裁判官の頭の中」を語ってくださった。

講演会は、さらに代理人の主張・立証活動に対する裁判官側からの意見・感想等にも話が及び、消費者紛争のみならず、広く民事訴訟における代理人の活動にとってヒントとなる（時に耳の痛い）

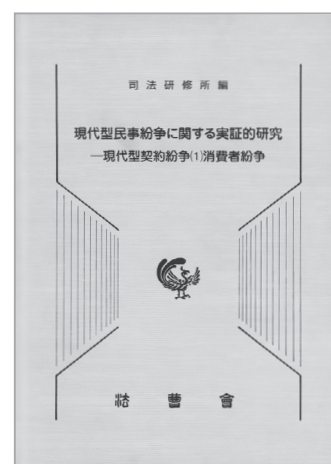
極めて有意義な内容であった。

そこで、この講演内容を当会会員に広く紹介するべく、本特集が組まれた次第である。

Ⅲ 「現代型民事紛争に関する実証的研究——現代型契約紛争(1)消費者紛争」の内容

廣谷判事の講演会は、もとより司法研究報告書「現代型民事紛争に関する実証的研究——現代型契約紛争(1)消費者紛争」の内容を踏まえたものとなっている。

そこで、ここでは、講演内容に入る前に、同報告書の内容を簡単にご紹介する。



- 1 消費生活相談員と事業者双方にインタビューを行って、現場の声を聴き取って作成されていること

本書では、消費者紛争の実態を的確にとらえた事実認定や適正妥当な解決に資することを目的として、消費生活相談員等から聴き取り等を行い、消費生活相談員から見た消費者紛争を紹介し、他方、^{エイ キャップ}ACAP（公益社団法人消費者関連専門家会議）の会員等からも聴き取り等を行い、事業者から見た消費者紛争を紹介している。

また、東京、大阪の地裁、簡裁の裁判官へのアンケートを実施するなどの調査を行い、本書においてその調査結果が適宜引用されている。

さらに、「PIO-^{バイオ ネット}NET」(全国消費生活情報ネットワーク・システム)、すなわち国民生活センターのホストコンピューターと全国の消費生活センターに設置した端末機を結んで消費者に関する情報、事業者に関する情報等が登録されているシステムを紹介し、裁判における「PIO-^{バイオ ネット}NET」情報の活用についても検討している。

このように本書では、消費者紛争の背景となる実態などの調査を行い、これを踏まえた事実認定・法的判断上の留意点などが検討されている。

2 難解で避けられがちな消費者取引を巡る法制全体の構造と仕組みが分かりやすく説明されていること

本書では、消費者取引にかかる法制全体の構造を、比喩的に「3階建て」構造であるとする、山本豊京都大学教授の表現、すなわち、「1階部分」(民法)・「2階部分」(消費者契約法)・「3階部分」(特定商取引法、割賦販売法、金融商品取引法等の特別法)から成る「3階建て建物」であるとの表現を引用し、内容が詳細かつ技術的であるために難解なものとして敬遠されがちな消費者法制が分かりやすく説明されている(本誌10頁図3参照)。

そして、消費者相談の実務においては、要件が比較的具体的で使いやすい「2階・3階部分」の適用可能性が検討されていることを指摘しつつ、裁判所や弁護士レベルで実務上問題となるのは、「2階・3階部分」の取消事由等に該当しない事案、あるいは当たるかどうかが微妙であるいわゆる「すき間事案」であり、「すき間事案」の検討として、「1階部分」(民法の不法行為構成や公序良俗違反構成)による対応の可能性を検討している(本誌11頁図4参照)。

このように、本書では、難解で避けられがちな消費者契約法制が分かりやすく説明されている。

3 消費者行動の特性を考慮する上で有益な社会心理学、行動経済学の知見の説明がなされていること

本書では、消費者紛争においては、当該消費者及び当該消費者紛争の実態を踏まえた判断をすることが求められるとし、消費者行動の特性に関する行動経済学や社会心理学の知見が、消費者被害の現場で起こりがちな具体的事例への当てはめを行いながら説明されている。これは、消費者事件を扱う弁護士であれば、日頃の業務の上では、直感的・経験的に何となく感じているところと非常に合致しており、深く頷けることが多い。

また、本書において、国民生活センター等の相談例や裁判例に現れた問題商法別に、関連する事業者勧誘方法・消費者行動特性、社会心理学、行動経済学等の知見を表にまとめるなど、消費者行動の特性を考慮する上で有益と考えられる社会心理学、行動経済学が整理されており、理論的にも分かりやすく理解することができる(本誌8-9頁図2参照)。

このように、本書では、消費者行動の特性を考慮する上で有益な社会心理学、行動経済学の説明がなされている。

4 実態に即した解決のために

最後に、本書では「消費者紛争の審理・認定判断に当たり重要なことは、『実態』に即した認定判断をし、かつ、それに必要な審理を行うことであるといえる」、「事業者から出される書証と消費者行動特性を踏まえない『経験則』だけに頼って判断することは、実態に即さない結論を導くことにつながりかねない」とあり、本書は、消費者紛争の解決の手がかりとなるものを指し示しているものといえる。

講演

「消費者紛争における事実認定及び訴訟運営並びに代理人の留意点」



東京地方裁判所判事 廣谷 章雄

『現代型民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争(1)消費者紛争』(法曹会)(以下「本著書」という)の共著者である、東京地方裁判所の廣谷章雄判事をお招きして、講演をしていただきました。

I 裁判官によるご講演

1 講師の自己紹介

廣谷です。今日は「消費者紛争における事実認定及び訴訟運営並びに代理人の留意点」というテーマで話をしてほしいということで来ました。

私は、平成20年に大阪地裁の行政集中部から東京地裁の通常部である民事50部に異動し、その時期に消費者紛争をテーマとする司法研究をしました。その後、平成23年から医療集中部である民事35部に移り現在に至っています。医療訴訟も消費者紛争と言えば消費者紛争なので、取り扱った件数としては多いと言えますが、いわゆる「消費者紛争事件」を多く扱った経験があるわけではありません。今日は、むしろ皆さんの方から教えていただくことが多いかなと思って来ました。

2 講演の趣旨

今日、私がここでお話をすることになったのは、先ほど触れた『司法研究』を担当したからということだと思いますが、その内容はこの『司法研究報告書』(=本著書の原案。以下「報告書」という)に書いたとおりで、特に付け加えることはありません。今日、私がお話をしようと思っているのは、先ほどのように、消費者紛争、あるいは消費者行動について、特に多くの知識などを持っていたわけではない裁判官が、この消費者紛争についての『報告書』をまとめるに至

った経緯、あるいは、どういうことを考えながら『報告書』の作成に至ったのか、ということなどです。これらをお聞きいただければ、この『報告書』の趣旨がよりよく分かるのではないかと思いますし、自ずと代理人の留意点も感じ取っていただけるのではないかと思います。そんな話をしたいと思います。

まず、私から、どうしてこういう『報告書』を作成するに至ったのかをお話しして、次いで、事前にいただいた質問事項について、ちょっと敷衍して質問をしていただいてやりとりをさせていただき、その後、今日話を聞いて新たに質問したい点があればご質問いただいて、お答えをしたいと思います。

3 司法研究の作成経緯

(1) 司法研究とは～作成経緯など

『司法研究』というのは、今回の消費者紛争の『報告書』が63輯の第1号ということになります。ですから、長い歴史のある研究制度であって、毎年、民事・刑事それぞれ1つないし複数のテーマで裁判官が研究をしている、というものです。私がこの研究をやるように言われたのが平成21年の4月ごろです。『司法研究』というのは自分から自主的にこんな研究をしたいという自発的な研究と違って、テーマを与えられて始めるものなのです。

そして、平成21年の4月ごろに声が掛かって、基本的には、私と、当時、大阪地裁にいた山地修判事と2人で、色々苦勞をしながら行いました。

当初、「消費者紛争について司法研究をやってください。現代型民事紛争についての実証的研究という趣旨でお願いします」という話をされたように思います。話の詳細は忘れましたが、どういう到達点を目指すのかというイメージも示されることなく、オープンに任された印象を持っています。

(2) 消費生活センターへの訪問

バイオネット
～PIO-NETとの出会い

平成21年4月ごろに司法研究の声が掛かった当時、私は、配属が民事50部で、通常訴訟も忙しい上に、夏には行政法の司法試験の採点もあったので、採点が終わったところから、本腰を入れてこの研究に取り掛かりました。

そのころ、ちょうど民事局が消費生活センターに行く別件があるということで、よければ一緒に来てみないかと声を掛けられ、私も同行しました。ここが実質的に『司法研究』の出発点でした。

それで、私は、練馬と足立の2箇所の消費生活センターに行きました。私自身はそれまでPIO-NET(図1参照)というものの存在すら知らなかったわけですが、そのとき初めて知り、実物も見て、消費生活相談員*1がPIO-NETをどういう具合に使いながら事業者の情報を得て事業者と消費者との紛争を解決していくのか、あるいは相談に乗る、あるいはあっせんをするのかということを経験したわけです。

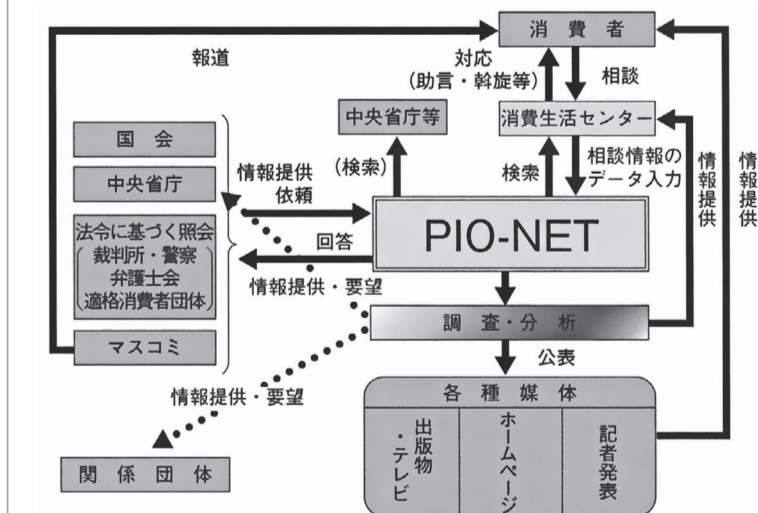
そして、1時間ぐらい相談員の方とディスカッションをする機会があって、相談員の方から色々話を聞きました。相談員からは、「相談者の中には信じられないけれどもこんな人がいるんですよ」「そういうことはレアなケースじゃなくて、しょっちゅうあるんですよ」という話を聞きました。ただ、「消費者も色々な人がいるから相談員としても全面的に、その消費者の

話を信じているわけじゃなくて、場合によっては携帯ブザーを持参して逃げ道も確保しているんですよ」とか、そんな話もしてもらいました。

私は、消費生活相談員の方々と話をして、皆さんが非常に一生懸命だと感じました。むしろ、どうしてこんなにこの人たちは熱心なんだろうとさえ思いました。また、裁判所に消費者紛争が持ち込まれるとはいってもその数からいうと非常に少ないという実感も持ちました。解決されない事案もかなりあると思えますけれども、裁判所が処理するものよりも、はるかに多い件数を消費生活相談員の人たちが処理しているんだということも知り、裁判官の多くは、多分そんなことは知らないだろうから、そういう実態を伝えておく必要があるんじゃないかと思いました。

あとPIO-NETなんですけれども、そのときに思っ

図1 PIO-NETの構成・機能



*1：消費生活相談員とは、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、消費生活相談員のいずれか又は複数の資格を持って行政に勤めているものである。

たのは、裁判官は紛争をすべてゼロから検討するわけですね。これは、司法なので当然なのかもしれませんが、すべての事件をゼロからやるとなると、場合によっては皆さんも含めて代理人とか、あるいは相談員の目から見ると「そんなことは常識でしょう」「この事業者はこういう人だ」みたいなことも、裁判官はその情報を抜きにして判断していることもあるわけですね。それは公正という点では、ある意味優れているけれども、効率性という点、あるいは実態に迫るという点では、少し抜け落ちている部分もあるのかなと思いました。

このPIO-NETの情報は、玉石混交的な要素はあると思うんですけども、何らかの形で、裁判で取り入れることを考えていいんじゃないかなと、そのときに思ったわけです。初めて消費生活センターに行ったときには、そんなことを感じました。

それで研究の過程で雑多な本を読みまして、初めのころに読んだ一つに、加藤新太郎判事・岡田ヒロミさん・鳥居喜美子さんの『賢い消費者になるための法』（弘文堂）という本がありました。その中で、現場を知らなければ解決の方向感覚やバランス感覚を養うことは難しいということが書いてあって、これは正しいのだろーうと思いました。ただ、裁判官としては現場を知っているかと言われれば、普通は知らないんだろーうなとも思って、我々のテーマは実証的研究ということだから、そういう現場を伝えることは大きな

意味があるんじゃないかと考えました。とはいっても、『司法研究』は研究ですから、単に相談員の話とPIO-NETの話を現場で裁判官に紹介しても、それは研究とはおよそ言えないので、どういう形で研究の形にしていくのが良いかな、と思いました。その当時、初めて何となく先が見えたと思ったら、すぐに壁にぶち当たったと、そんな感じを持ったわけです。

(3) 事実認定における行動経済学*2・社会心理学*3の活用*4

それで、どうやって研究の形にしようかと、山地判事と色々話していたんですが、そのころ、司法研修所で毎年行われている消費者紛争についての研究会のカリキュラムを見ていると、行動経済学とか社会心理学といった分野の講師を呼んでいることを知りました。行動経済学とか社会心理学という学問分野があることを、それを見て恥ずかしながら初めて知りました。例えば、マッテオ・モッテルリーニの『経済は感情で動く』（紀伊國屋書店）という行動経済学の入門編みたいな本なども読んで勉強をしたり、あるいは社会心理学では静岡県立大学の西田公昭先生（現在は立正大学教授）の『だましの手口』（PHP新書）といった本なども読んでみました。西田先生はオウム真理教の事件にだいぶ携わっておられて、個人の行動、あるいは裁判も含めた行動と、そういう学問的知見との関わりも十分あり得るんだなと思いました。そして、

*2：行動経済学とは、人間の合理性に限界があること（限定合理性）を前提に、現実の人間の問題解決方法、その原因、経済社会に及ぼす影響等について体系的に究明することを目指す経済学である（友野典男『行動経済学』（光文社新書、平成18年）、依田高典『行動経済学』（中公新書、平成22年）、ダニエル・カーネマン『ファスト&スロー』（早川書房、平成21年））。行動経済学の知見のキーワードについては、本書17～18頁において紹介されている。

*3：社会心理学とは、社会的影響の下にある個人ないし諸個人の行動や経験の性質及びメカニズムを、心理学的観点から理解し説明しようとする学問である（下中邦彦編『心理学事典〔新版〕』（平凡社、昭和56年）341頁）。社会心理学の知見のキーワードについては、本書19～20頁において紹介されている。

*4：行動経済学及び社会心理学の知見については、本書101～110頁の資料3において紹介されている。分かりやすい例等も示されており、参照されたい。

図2 商法別(紛争類型別)の整理

紛争類型 (2008年度全国相談件数)	具体例	事業者勧誘方法・消費者行動特性	社会心理学・行動経済学の知見
点検商法 (約5500件)	訪問販売で独り暮らしの高齢者に対して屋根が傷んでいると言って補強工事の契約をさせる。	設置義務があるなどと述べる。高齢者が対象になることが多い。	好意(親切そうに装って孤独な人に接近する。), 権威(専門知識がある人を装う。設置義務があると信じさせる。), 解決方法を提示して依存させる。割安感を与える。
次々販売 (過量販売) (次々販売は約1万1400件, 過量販売は約3500件)	言葉巧みに近づいて一度契約をすると必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる。 (特商法9条の2, 割販法35条の3の12) (高松高判平成20.1.29判時2012号79頁: 公序良俗違反無効と不法行為責任を肯定)	被害に遭いやすい人のリストが悪質事業者の間で流通している可能性が高いとされる。孤独な高齢者や大学生が対象になることが多い。	foot-in-the-doorテクニックやプロスペクト理論(感応度逓減性)(負債が増えると、新規の負債をすることへの心理的負担が軽くなる。)
催眠商法 (SF商法) (約4500件)	閉め切った会場に人を集めて販売員が「血がサラサラになる」などと巧みな話術で商品を買わせる。 (大阪地判昭和55.2.29判時959号19頁: マルチ商法の仕組みを公序良俗違反としたものであるが、集団催眠状態に陥れたことも認定)	高揚した精神状態では情報の冷静な判断ができないことを利用した手法が用いられる。高齢者が対象になることが多い。	希少性(時間限定・数量限定での商品販売であると思わせる。), 集団の中では大勢が一緒だからと安心してしまう(多数者の無知ともいわれる。)
内職商法 (資格商法)	在宅ビジネスで高収入が得られるなどと勧誘して実際には高額な教材を売りつける。 (東京地判平成20.2.26判時2012号87頁: 公序良俗違反と不法行為責任を肯定)	多重債務者が債務返済のために始めて、結果的に債務を増やすことになることも多い。	社会的証明(周囲の人も実績を上げていると聞かされて、その気になる。)
開運商法 (靈感商法) (約2900件)	先祖のたたりで不幸になるなどと不安をあおって商品(印鑑等)を売りつけたりする。 (京都地判平成21.7.8判時2064号98頁: 不法行為責任を肯定)	不安や恐怖(先祖のたたりや因縁)を強調しておいて解決策を示すという手法が用いられる。	恐怖心(たたりや因縁が強調されると、強い恐怖心を覚える。)
利殖商法 (投資勧誘) (約8600件)	値上がり確実、必ずもうかるなどと利殖なることを強調して投資や出費を勧誘する。	被害額が多額になることも少なくない。高齢者が対象になることが多い(金銭不安へのつけ込み)。最初に成功体験を与えるという手法が用いられることもある。	権威(専門的な話を交える), 損失回避性(プロスペクト理論)(損失が生じたときに取引終了しにくい。)
福祉商法	福祉目的をうたい寄付と勘違いさせるなどで商品を買わせる。	福祉活動に協力すべきとする人の言動に合わせる。	一貫性(福祉活動に協力すべきであるとの意識を利用する。)
ホームパーティ商法	試食会用台所を貸してと言って近所の主婦を集める。	人間関係のしがらみで断りにくい状況を作り出す。主婦が対象になることが多い。	好意と類似性(知り合いの主婦の頼みだと断りにくい。)

それらの学問的な知見と、相談員から既に聞いた、あるいは今後聞くであろう現場の話を整理しよう、相談員の話それらの知見を軸に整理していけば何か研究のようなものになるだろうと思いました。

ただ、そのころは、行動経済学とか社会心理学は比較的新しい学問じゃないかと勘違いしていて、そういう新しい学問だから、ちょっと勉強して紹介すればいいかなと思っていたんです。ところが、実際には行動経済学の出発点たる発想、限定的な合理性ということを提唱したハーバード・サイモン教授は、なんと、1978年にノーベル経済学賞を受賞していたことを、あるいは行動経済学を学問的に確立したダニエル・カーネマン教授も、2002年に同経済学賞を受賞していることを知ったのです。

それで、最近できた新しい学問ではなくて、歴史もあって、既に社会的にも認知されている学問なんだということが初めて分かったわけですが、それまで私も山地判事も殆ど知らないでいたわけです。だから、

逆にそのことを紹介しようと思ったのですが、それを深く勉強するなんていうことはおおよそ無理だなと思ったわけです。ただ、この『司法研究』は裁判官に対する研究報告を想定しているので、やはり学問的な整理を加えた現場の紹介でないと、なかなか裁判官には受け入れてもらえないなとも思ったわけです。

そこで、我々の能力に限界がありますから、最低限の学問的な知見を取り入れた上で、それを紹介するという方針は変えないでおこうと考えました。そのころ、行動経済学にせよ社会心理学にせよ、既に行政の分野ではかなり取り入れられていることも知りました。欧米では、OECDとか英国公正取引庁とかでも、行動経済学あるいは社会心理学の知見を取り入れた対応をしているし、日本の行政においても、実は実務レベルで活用されつつあるんだということも分かったわけです。

そうすると、行政の分野において、実務的な観点からもそれらの学問を取り入れているのだから、日本

紛争類型 (2008年度全国相談件数)	具体例	事業者勧誘方法・消費者行動特性	社会心理学・行動経済学の知見
限定商法	時間限定, 数量限定での商品販売であると説明する。	今日が投資キャンペーンの期限だと言って決断を迫り, 更に代金振込みのために金融機関に連れて行ってお膳立てを整えるなどする。	希少性 (人は希少性を持つものを高く評価する。)
実験商法	浄水器などで実験をしてその結果を示しながら説明する。	目の前で鮮やかに効能を示して即断させるなどする。	リアリティーの作出 (目の前で示されると説得されやすい。)
キャッチセールス	駅前では若者を呼び止めて, 喫茶店などに連れて行き, 商品の購入を勧誘し, 何度も断ってもその場から立ち去らせず, 最後に商品を買わせる。 (東京高判平成20.11.27LLI: 不法行為責任を肯定)	アンケートなどを口実にすることが多い。若者が対象になることが多い。	コミットメントと一貫性 (いったんキャッチされると, なかなか抜け出せない。)
デート商法 (約700件)	電話やメールを使って誘い出し, 異性間の感情を利用し, デートを装って勧誘し契約させる。 (京都地判平成19.12.19裁判所HP: 不法行為責任を肯定) (名古屋高判平成21.2.19判時2047号122頁: 公序良俗違反を肯定)	男女間の感情を利用した手法が用いられる。若者が対象になることが多い。「心のすき間」があるときに勧誘に応じやすい。	好意・返報性 (好意には好意で応じようとする, 泣き落としや怒りなども交える。)
アポイントメント セールス (約5800件)	電話などで抽選に当たったので景品を取りに来てなどと言ったり, 著しく有利な条件で取引できると言って喫茶店などに呼び出し, 契約しないと帰れない状態にして商品やサービスを契約させる。	若者 (社会経験が乏しい。) が対象になることが多い。	デート商法とほぼ同様 (アポイントメントが取れたら, かなりの確率で契約が取れるともいわれる。)
マルチ商法 (ネットワーク商法) (約1万9000件)	商品等の販売員となり, 購入した商品等を販売して, その人を新たに販売員に勧誘し, さらに販売員をそれぞれが増やすことによってマージンが入ると言う。 (さいたま地判平成18.7.19裁判所HP: 共同不法行為責任を肯定)	若者が対象になることが多い。自分がだまされたことを認識していないことが多い。最初に成功体験を与えるという手法が用いられることもある。	リアリティーの作出 (自分ももうかるのではないかというリアリティーを感じてしまう。)
当選商法 (約7300件)	「当選した人だけに特別に提供する」と消費者の気持ちをくすぐり高額商品を買わせる。	人が希少性を持つものを高く評価する傾向を利用した手法である。若者が対象になることが多い。	希少性 (人は希少性を持つものを高く評価する。)

*『現代型民事紛争に関する実証的研究―現代型契約紛争(1)消費者紛争』(法曹会)に掲載の図表をもとに編集部で作成

における裁判においても, 消費者特性に関する学問的な知見, 行動経済学, 社会心理学を十分活用する素地は本来あるはずなんだと考えて, だんだん自信を持ってきたりもしました。

どういう形で裁判に取り入れられるかという点, これらの知見は消費者紛争における実態の紹介という点で言えば, この『報告書』では「視点」という言葉を使いましたが, 経験則という言い過ぎかもしれないけれども, 経験則ないしはそれに類するものという位置付けができるだろうと考えました。そうすると, 例えば裁判における事実認定に経験則を用いるということであれば, 結び付けることができるのだろうということで, 実際の裁判とこれらの知見, あるいは現場の感覚の紹介ということが, 民事裁判としての司法研究として構成し得るのかなと思ったわけです。

事実認定についての『司法研究』(司法研究報告書第59輯第1号「民事訴訟における事実認定」(法曹会))があるのは, 既にご存じだと思いますけれども,

そのころ, 改めて事実認定の『司法研究』を読んでもみると, 高裁の裁判官のインタビューが後ろの方に載っておりまして, そのインタビューには, やはり裁判官のイメージ力が重要なんだと書かれていました。それで色々な分野の勉強をしなくちゃいけない, そういうくだりがあるわけです。そうすると, この行動経済学にせよ社会心理学にせよ, そういう法律以外の学問的な知見であって, そのイメージ力を付けるための1つの材料であることは間違いないと思ったので, それをいわば事実認定論の1つの各論的な位置付けと捉えました。事実認定の『司法研究』は民事裁判一般なわけですが, 消費者紛争はその各論的な位置付けで, 消費者紛争における事実認定論の1つという位置付けもできるんじゃないかと考えたわけです。

それで実際, これは『報告書』の中にも書きましたが, 行動経済学とか社会心理学という知見を少しかじっているだけですが, その知見を踏まえて事案を見ると (図2参照), 例えば消費者の心の動きとか, 営業

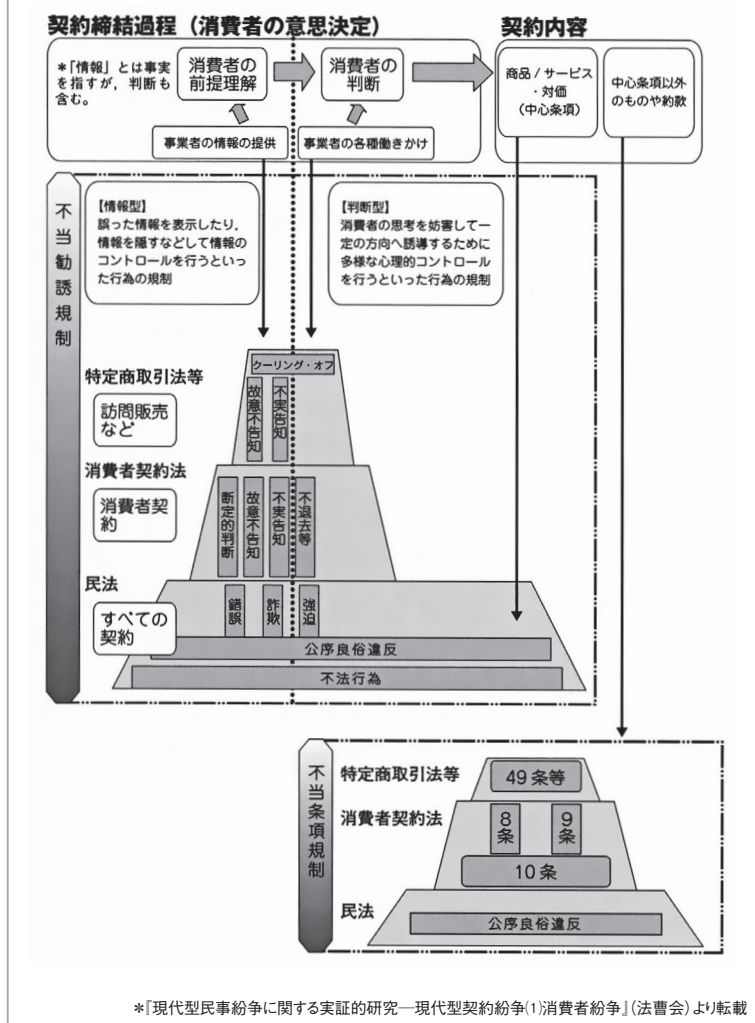
担当者の行動の意味付けなどが理解しやすくなるという実感もありました。それで、他の裁判官も、そういう知見を学ぶことによって、あるいは取り入れることによって、事案についての具体的なイメージが湧きやすくなりそうだなという実感をそのころに持ちました。これはまさしく事実認定の問題なので、他の裁判官に伝える意味があるなと思いました。

また、事案についての具体的なイメージが湧きやすくなるというのは、個々の事実認定という側面もあると思うんですけど、それよりも、むしろ行為の評価にもかかわってくると思いました。つまり、裁判においては、違法とか不当とか、その評価を判断するにおいて、具体的な事案でどういうイメージを持つかが非常に大きな役割を果たしますので、そういう意味でも、実際の裁判、消費者紛争の裁判との関係でかわり得る司法研究になるのではないかなと思ったわけです。

ただ、今度は、事実認定の各論的な位置付けができるといっても、裁判の場合にはむやみに事実認定をしているわけではなくて、法律効果を生み出す要件事実についての事実認定をするわけですから、具体的なイメージを持ちやすくなるということが役立つ事実法は果たして何なのかということを考え始めました。

それを考えるにあたって、消費者紛争においてはどのような法律が使われているのかを改めて考えてみたわけです。そうすると、これは私だけなのかもしれませんが、消費者紛争についての法律は、正直なところ、ちょっと面倒だという感覚があって、できればあまり触りたくないなというところがあるんですよね。民法はもちろん馴染みが深いのですが、消費者契約法はちょっとできれば避けたいというような。さらに

図3 消費者契約のプロセスと法規制の構造



※「現代型民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争(1)消費者紛争」(法曹会)より転載

特商法とかになると、何か面倒くさい条文がいっぱいあって、分からない用語もだいたい多いです。それはもしかしたら私と山地判事、2人だけの問題かもしれないけれども、おそらくそうじゃなくて、裁判官みんな多分嫌なんだろうなと思って、それは法律がちょっとややこしいことはやむを得ないにしても、少しそれを解きほぐすようなヒントみたいなものを盛り込めれば、さらにいいなと考えました。

(4) 消費者紛争における法的構造

～3階建て構造(図3参照)

今度は法律の問題なので、消費者事件にかかわる法律、学者のものをちょっと読んでみると、山本豊先生の著書『消費者契約法制の今後』(NBL800号72頁・平成17年)に、消費者事件についての法律の構造の理解として、民法、消費者契約法、特商法等という

ような3階建て構造で理解しているという文献を見まして、これはなかなかある意味シンプルで分かりやすいと思いました。

それで、要するに色々な法律を同一平面で考えると、何かちょっとどう考えていいかよく分からないんですが、それを少しずつ立体的に3階建て、と紹介することで、少しはややこしさというか、アレルギーが解消されればいいかなと考えて、その3階建て構造ということを紹介しようと思ったわけです。

その3階建てという構造的な理解を紹介した上で、では、この行動経済学的な知見あるいは社会心理学的な知見は、どこに役に立つのだろうかということを考えました。そうすると、特商法とかは、クーリングオフなどを考えれば、比較的それ自体要件としては明確ですので、その辺にはあまり関係しないだろうと思

いました。また、消費者契約法も、当然のことながら消費者特性を取り入れたものですので比較的明確でやはり同様であろうと思いました。ただ、例えば不実告知にしても、やはり言った言わないという問題はありますから、その事実認定との兼ね合いで言えば、多少はその行動経済学的な知見あるいは社会心理学的な知見も関与するところはあるだろうと考えました。

(5) すき間事案における評価根拠事実

～行動経済学・社会心理学の活用

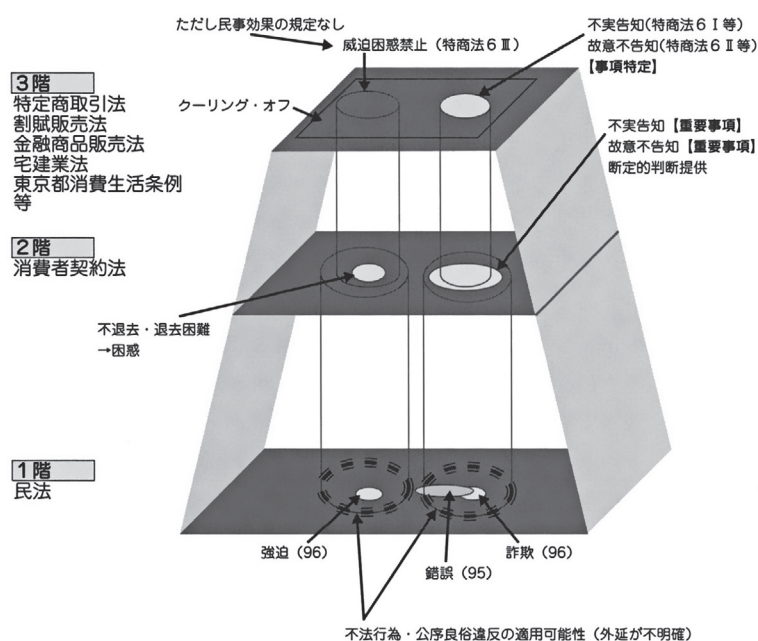
とはいえ、やはり最も大きいのは、結局、3階部分も2階部分も、うまくずばり適用されずに民法の一般規定が最終的な受け皿になってしまう事案です。つまり、色々な要素で何か問題があって全体的には何か変なだけけれども、一つ一つを分析すると一つ一つは

許容範囲かもしれないといったケースです。そんな場合の処理として、河上正二先生の『契約の成否と同意の範囲についての序論的考察(4)』(NBL472号41頁・平成3年)では、「合わせて一本」的な構成が提唱されていました。

そうすると、行動経済学や社会心理学の知見を最も活用できるのは、そういう微妙な事案で、違法あるいは不当な評価ということに悩む事案なのではないかという気がしてきたわけです。

そういう目で見ますと、法律家、学者の論文等でも、かなり古い時代から、この『報告書』でのネーミングで言うところの「すき間事案」(図4参照)への対応については議論してきたようです。ただ、印象としては、どうも行き詰まって膠着状態といった印象を持ったんですね。

図4 「すき間事案」と各規定の関係(イメージ図)



*「現代型民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争(1)消費者紛争」(法曹会)より転載

だから今回の『司法研究』が、その膠着状態を打破するということにはならないまでも、場合によっては少し一石を投じるようなことになれば、意味があるなとも思いました。

そして、そのころ、外国の法令を見てみると、やはり「すき間事案」について、そういうことを意識したかどうかは別としても、皆さんご承知のとおり状況の濫用の法理とか、非良心性の法理とか、工夫した法理が出ていて、それから行政レベルでもEUの不公正商慣行指令なんかもあるということを知ったわけです。しかも、日本の条例あるいは取締規定等を見ても、実はかなりきめ細かい規制は存在するわけです。

結局、公序良俗にしても不法行為にしても、評価根拠事実の重みがどれだけあるのかというところの勝負であり、評価根拠事実の洗い出しの問題と、それから洗い出された評価根拠事実の重み付けの問題だと思います。そこで、先ほどの消費者行動についての特性と、日本の取締規定や条例での規制、あるいは外国の法令、法理も合わせて紹介することによって、この「評価」の問題に行動経済学の知見を活かせるのではないかと考えました。

ですから、これらを紹介することによって、消費者事件を扱う裁判官はもとより弁護士も、これをヒントにしながら訴訟活動するということも考えられるのかなと思いつきながら研究を進めました。

また、先ほどお話ししましたように、事実認定については、PIO-NETを紹介するに値するだろうと考えました。ですから、大雑把に言うと、言った言わないの事案については、消費者行動についての行動経済学等の知見も参考にはなるのですが、どちらかというと、PIO-NET等を直裁に使っていただくのが、ツールとしては端的かなという感じを持ちました。

他方で、行動経済学とか社会心理学というのは、

先ほど言ったように、事案についての具体的なイメージを持つという点で最も大事だと思います。消費者紛争の実際の事件に携わると、中には裁判官の目から見ると、「こんな人、本当にいるのか」と思うようなこともあって、その考えのままでいけばすぐに事件は終わってしまいます。しかし、そういうときに、行動経済学や社会心理学を活用すれば、「もしかしたら、こういう人があるのかもしれない」「もしかしたらこの人の言っていることは本当なのかもしれない」という引っ掛かりを持つきっかけにはなるだろうと思うわけです。そして、そのように裁判官として引っ掛かってもらえれば、あとは引っ掛かりが立証できるかという問題に移り、証人尋問等も含めた土俵に乗ってくるので、そういうことを紹介することは意味があるんだろうなと考えました。それがいわば実態に即した判断と、おそらく裁判所が求められている役割を果たすことにもなるんだろうなということを考えたわけです。

(6) 法律家等との意見交換

～消費者事件における過失相殺の問題

そんなことを考えながら、国民生活センターのADRの委員の方や大阪の消費生活センター、大阪、京都の弁護士らと意見交換をしながらまとめたのが、この『報告書』ということになります。この『報告書』の中で、実際に意見交換を持った方々のお名前も紹介しているわけですが、特に法律家、弁護士と意見交換をすると、消費者紛争の処理における裁判所の判断について、最も問題意識を持たれているのが、過失相殺の問題だと感じました。どなたに聞いても、やはり裁判所の過失相殺の判断はちょっとおかしいのではないかとおっしゃることが結構多くて、みんながそのように言うのであればそうなのかもしれないなと単純に思いました。

ただ、過失相殺の問題といってもそれは基本的には事案ごとの問題ですから、その問題に不満があるということは、当該事案における消費者や事業者、取引実態などを裁判所が十分にあるいは的確に、事案把握をしていないことに由来するとも考えられます。そうすると、それを実態に即した判断をするためにも、消費者の行動特性についての話を裁判官に伝えることも意味があると思いました。

(7) 『報告書』作成上で気を付けた点

この『報告書』を作るにあたり、気を付けたことがあります。それは、裁判所の『司法研究』は中立的な視点からの研究であるということです。私どもの『司法研究』は、裁判官に対して、例えば消費者側に偏って判断した方が良いというメッセージを発するものではないので、そのようなニュアンスは絶対に出さないようにしたということです。もし消費者側に立っているような司法研究だと思われ、あるいは誤解されてしまいますと、裁判官が受け入れてくれず、色眼鏡で見られてしまいます。それは司法研究の目的でもないですから、『報告書』を作るにあたり、中立性という点は強く意識しました。

また、その観点からも、消費者側の方だけでなく、事業者側の話も聞きました。ただ、事業者側といっても、妙な事業者の意見を聞くわけにもいかないので、^{エイ キャップ}ACAP（公益社団法人消費者関連専門家会議）の会員になっている事業者10社ぐらいの方とお会いして話を聞きました。ここでお聞きした話の要旨は、『報告書』にも記載してあります。

具体的な裁判において、消費者側に立った審理をしようといってもそれはできません。他方で、皆さんのような消費者側の弁護士からすると場合によっては裁判所は事業者側に立った審理をやっているじゃない

かと思われるかもしれないけれども、そういう意識もないです。ただ、証拠の優劣というか、証拠の多さもあって、裁判官というのは証拠で物を見る人種ですから、どうしても事業者側の証拠が多ければ、何となくそちらに偏っているような評価を受けるのかもしれない。

ただ、実際の裁判所はニュートラルに対応していると思うので、そういう裁判官をターゲットにして『報告書』を出すということからすると、やはり消費者側に立つとか事業者側に立つとかそういうことではなくて、表面的でなくより深い審理をすることが必要なんだ、というメッセージを送ることが有益であると思ったわけです。そこは強調して書いたつもりです。

そこで、あともう1点は、『司法研究』は、冒頭でお話ししたように、63輯ということは63年間やっているわけですが、あまり読まれていないものが多いと思いました。それはなぜかということ、厚いものが多いということ、難しいことが書かれているというのがあって、そこで山地判事と話して、『報告書』を読み物として面白いものにしようと考えて書きました。例えば、イメージ図などを多く入れたり、具体例を多く書くなどの工夫をし、ページ数も抑えました。

(8) 我々はすべて消費者であるということ

～消費者及び紛争の実態に沿った事案の解決

私どもがこの研究をやって、常に頭に置いたのは、「我々はすべて消費者である」という、ケネディ大統領の特別教書における言葉なんです。この研究をする前は知らなかったんですが、これはいい言葉だなと思いました。消費者紛争とか消費者系とか言うとなんとなく独特の響きを持ってしまふんですけども、よく考えれば、特殊な人を除いてすべてが消費者なんですね。当たり前のことですが。

だから、逆に言うと、すべてが消費者ということは、何かかえって物事を複雑にするようですが、消費者の行動特性といっても、結局は色々な消費者があるということなんです。ですから、これは先ほどのように深い審理をするということと繋がるんですが、ここで気を付けるのは、消費者だといったことから一義的に何かが導けるものでもないのだということです。

ですから、消費者の特性として、「一般的にはこういうことで、こういう点には留意する必要がある」、あるいは、「こういう観点からの視点も大事なんだ」ということは紹介するわけですが、これは反面、「みんなが消費者なんだから、それは千差万別なんだよ」ということもあるのです。この人がどういう消費者なのかというのは、個々の具体的な事案においてよく見なくてはいけない、ということにもなると思います。

したがって、その意味でもこの『司法研究』において大事なこととして、『報告書』の冒頭と最後の辺りに重ねて書いたんですが、消費者には色々な人がいるんだということです。「裁判官が自分だけを基準にして事案を見ることは時に危険であり、一般的な消費者の特性についての理解はもとより、当該消費者及び当該消費者紛争の実態を踏まえて判断することが求められる」と、これは初めの方に書いてあります。

終わりの方には、「消費者紛争の適正な処理のためには、消費者法の趣旨に沿った解釈、運用を実践していくこと、消費者紛争の現実を踏まえた審理、運営、判断を心掛けることが必要である。個々の事件について常によく事案を見極めて、必要な審理を尽くして適正な認定、判断に努める必要がある」と、そんなことを書きました。

ですから、色々考えると、結局このような当たり前なことに行き着いたと言えれば行き着いたわけです。ただ、私どもとしては、この『報告書』を読んだ裁判官や弁護士が、読む前と読んだ後でそれぞれが持っている当たり前についての認識が、それはもしかかもしれないけれども変化している、というのが希望なわけです。

私どもは、裁判官での研究会、司法研修所の研究会、あるいは東京地裁での研究会などでも、その概要について報告をしました。それで、『報告書』も読んでくれている裁判官も少なくないと思います。その人たちが読んで、多分さーっと読めるんじゃないかと思うんですが、その読んだ前と後で自分にとっての当たり前の認識が、意識するかどうかは別としても、少し変わってくればいいなということを思っているところです。

(9) 訴状の重要性

～事案への引っ掛かりを得るために

本著書の中でも紹介しましたがけれども、人間の判断はおおかたヒューリスティック*5とされています。要するに直観的な判断が多いのです。社会心理学の先生の話によれば、いちいちシステマティック（「体系的、系統的」）*6に考えていると疲れるからということです。

つまり、ヒューリスティック、つまり、直感的な判断をして、それはおおかた合っているというのは人間にとって非常にいいことです。それがなくて全部システマティックに考えていたら、疲れてしまいます。

裁判というのも判断作用ですから、裁判官も結構ヒューリスティックな、事案をぱっと読んで、これは

*5、*6：「ヒューリスティック」「システマティック」の両者は対義語で、行動経済学の知見のキーワードとしても用いられる。本著書17頁、101～103頁参照。

こっちだねとか、これはまずいねとか、実はそういうところが結構大きいわけです。もちろん裁判の場合は、一応そういう感覚を持った上で、その後システムティックに検証する作業が行われていることが違って来るわけです。

ただ、初めにどういう感覚を持ったのかというのは、実は結構大きなところなんです。だから、訴状が大事だとかいうのも実はそういうところもあるわけです。訴状がぼろぼろだと実は正しいことを言ってもあまりいい印象を持たず、その後の判断にも影響することはあり得ますね。

私どもとしてはこの『報告書』を特に裁判官が読んで、その痕跡が直感的な判断の材料として残ってもらえればありがたいと思いますし、それでシステムティックにそれを検証する際、あるいは検討し直す際に、何か引っ掛かりがあれば、またこの『報告書』をちょっと紐解いてもらえればありがたいなと思います。

以上がこの『報告書』に至った経緯です。したがって、不当条項とかもこれで触れていますけれども、それはあまり重きはありませんし、それと消費者行動の特性とどういう繋がりがあるのかみたいなご疑問もあろうかと思いますが、その辺はあまり意識したものではありません。

以上が今回のレジュメの講演部分になります。

Ⅱ 裁判官と出席者との質疑応答 及び意見交換

1 事前質問への回答

次は、質問事項ということですが、最初に、事前に質問事項をいただいたものに若干触れたいと思います。

(1) 印象に残った消費者事案は？

ご質問の中に、「印象に残った消費者紛争事案はどのような事案ですか」というのがありました。

まず1つ目ですが、私自身、今は医療集中部にいまして、いわゆる消費者紛争らしきものは、さほど多くはないのですが、不動産の証券化商品の事案で、いわゆるレバレッジリスクの説明義務違反というものが出た問題になった事案がありました。その判決が『判例時報』平成24年4月1日号に載っています。

これは結論としては、原告の請求を一部認めたもので、レバレッジリスクについての説明義務違反があるということ認めたものでした。ここで先ほどの過失相殺ですが、これは過失相殺を認めないでその主張を排斥した事案であります。この判決は、両方から控訴をされましたが、控訴棄却で、上告もされたようですけれども、上告も棄却になっているようです。この事案について詳しく説明はしませんが、『判例時報』2139号46頁に載っています。もし関心がおありであれば後で見てください。色々と損害についての計算方法とか非常に多くの問題があって、何らかの参考になるかもしれません。

もう1件は、証券会社の投資信託商品を高齢者の方に売ったという事案でした。この方は長く取引をしたのですが、途中でアルツハイマーになってしまい、その後も勧誘を続けて取引をしていた事案です。その事件では、証券会社が当事者ですから、電話の会話が録音されたCDで出されて、また、反訳書も出しました。3年間も取引しているわけですから、電話のやりとりは、あまり聞いてもしょがないようなものなのですが、それが反訳書で出るわけです。反訳書で読むと、別に他愛ないことも含めて全部反訳されているわけですから、ほとんど読むに耐えないわけです。

そのため、そんなものは絶対全部読めませんという

ことを言ったところ、代理人が、「分かりました、そうしましたら、双方、原告と被告が聞いて欲しい会話をピックアップして、その部分だけは聞いてください」ということを言いました。初めは弁論準備の席の中で、みんなで聞くという話もあったのですが、最終的には、ピックアップされたものを裁判所が聞くことにしました。

真面目に聞いて、先ほどお話ししたようにその事案では途中でアルツハイマーになり、また、アルツハイマーになる前から医者にも行っている事案なので、その診療録なんかも出てきました。だから診療録と会話をもとに、一応私としては一定時期から後の取引は、かなり問題があるのではないかなと思うようになりました。そのため、その分は損害として補填しなさいというような趣旨の和解案を出して、それで証券会社もそれを受け入れて和解になりました。

ただ、この事案では、CDのこの部分のやりとりは聞いてくださいと言われて、そこを聞いたわけですが、そうすると、他の近接するやりとりも聞いてみたくなるわけです。結局、幅広く聞きました。そうすると、自分の心証としても、一定の時点の特定もできて、それである意味確信を持って双方に判断を示せたと思いました。

それは参考になるかどうか分かりませんが、そういう方法で解決した事案もありました。そういう事案ですから、過失相殺というのはおよそ問題にならないと思うので、過失相殺とかはあまり考慮しないで和解案を出してそれで和解ができました。

(2) 行動経済学・社会心理学を研究したきっかけは？

このようなご質問がありましたが、これは先ほどお話ししたように、この『司法研究』で初めて聞きかじったことです。

(3) 取締規制と行為規制の位置付けは？

質問事項の中に、「『取締規制と行為規制の位置付け』に関し、特商法6条3項のような行為規制については、民事ルールではないがどのような位置付けなのか」というのがあります。

これは結局、私とするとこの『司法研究』との絡みで言えば、あまり民事ルールか否かというのはそんなに大きな差を設ける必要はないんじゃないかというのが結論です。いずれにしてもこの特商法6条3項での行為規制についても、例えば公序良俗とか、不法行為とかについての評価根拠事実の洗い出し作業とか、あるいはその重み付けの評価の問題については一定の根拠になると思いますので、むしろそういうのは民事ルールがどうかということを離れて使えるんじゃないかと思っています。

(4) 行動経済学と社会心理学の相互関係は？

両者の関係についてのご質問がありますが、これも実は司法研究を進めている中で、私もこの2つはどのような関係があるのかというような疑問は持ちました。それで、専門家の方に質問させていただきました。

そうすると、もともと出発点は心理学の問題なのだったということでした。そして、それを経済学者が取り込んで構築したのが行動経済学であって、経済学者と心理学者とでは、経済学者の方が立ち回りがうまいので、うまく学問的に構築していれば表舞台に立っているみたいな、そんな話をしてくれました。

ただ、実際、裁判との関係で言えば、いずれにしてもこの両者の関係がどうかというようなことはそんなに重要じゃないのかなと思っています。どちらの知見であっても、当該事案についてその事案の理解、それで先ほどのように具体的なイメージを裁判官に持たせるために使えるような知見については、どっち

とかいう問題ではなくて、幅広く使って説明したらどうかというような考えでいます。

(5) 不当条項(前掲図3参照)と行動経済学との関係は？

これらの関係についてのご質問に対してですが、これは先ほどお話ししたように、正直あまり意識したものではないのでそれは関係ないのではないかなと思っています。

(6) 不当勧誘(前掲図3参照)と行動経済学との関係は？

続いては、これらの関係についてのご質問です。これは、裁判所がどういう意識を持っているかというのは正直分かりませんが、一般論で言えば、消費者事件についてはかなり関心を持って他の事件とは別途の視点で処理しなくてはいけないというような意識を持っている人もいれば、そうではない人もいます。これはどの程度かというのは分かりません。

なお、この『報告書』は、どの裁判所の資料室にあるとともに、各裁判官室に必ずあると思います。ですから、手に取ろうと思えばすぐ手に取れるような状況になっています。ちなみに、一緒に『報告書』を作成した山地判事は、今(平成25年1月当時)、最高裁の調査官をしています。この『報告書』は、当然、最高裁の資料室にも備え付けられています。

また、司法研究については司法研修所で報告会をしました。ちょうど消費者紛争についての研究会が行われている時期に参加した人には全部聞いてもらいました。

最近裁判所では、そういう研究会に出た裁判官が、現地に帰って現地での民事研究会等でその内容を報告することが多いと思いますので、ある程度この『報告書』の内容も広がっているんじゃないかと思います。

(7) 電子商取引の領域における行動経済学等の活用方法は？

次に、「電子商取引の領域の消費者には、不当表示という問題はあっても、不当勧誘によるセールステクニックというものは介在しないので、行動経済学的知見はあまり生きてこないということになるのか」というご質問です。電子商取引でも勧誘的な要素はあるように思うので、まったく無関係かと言われると、人的に対面での勧誘はありませんからその意味では直接的じゃないのかもしれないけれども、色々な勧誘のテクニック自体は電子商取引の場合でも使われているので、ある程度関係するんじゃないかなというような気がします。

(8) 個人事業主等の消費者性をどう考えるか？

それから次に、「形式的には企業間取引であるものの、リースやフランチャイズの場合のように、一方の当事者が大企業、他方の当事者が小規模ないし零細な個人事業者である場合、後者当事者が形式的に事業者と認定されるとなると、実態と乖離しているように感じるが、その点はどう考えるか」という趣旨のご質問です。確かに、個人事業者のような場合は消費者と同じように扱っていいのではないかなというようなことは、感覚的には理解できますけれども、消費者かどうかで切り分けている場面で、消費者ではないけれども消費者と同じように扱うというのは、場面としたらちょっと難しいところかなと思います。

ただ、特商法の適用除外である「営業のために若しくは営業として」という要件の問題がありましたよね。これは消費者とは直接関係ないのですが、裁判例としてもかなり事案に即した柔軟な解決をしているものが多いのではないかと思います。消費者ではない者について消費者として扱うというのはなかなか抵抗

があります。ある意味形式的に割り切ってしまうということが多いように思います。

(9) 訴訟におけるPIO-NET情報の活用法は？*7

それから、「訴訟におけるPIO-NET情報の活用法について、裁判官によって考え方が異なるのか」というご質問ですが、PIO-NET情報については、内部の報告会でもお話ししました。実際裁判例を見ると非常にそれを重視して判断したものもあるし、あるいは逆にそれを無視する裁判例もあると思います。それは裁判官によって、多分考え方が違うというところと、それから調査嘱託によって寄せられた内容の問題や立証事項にもよるのかもしれませんが。これは何とも言えないです。

なお、私は、当事者からの調査嘱託の申立てがない場合であっても、裁判所としてこの事業者はどうなんだろうというような関心を持つ場合には、裁判所から代理人に調査嘱託の申立てを、示唆してもいいのではないかと思います。

これをして、調査嘱託でどんな結論が出てくるかわからないわけだから、調査嘱託をして例えばその事業者については何もそういうクレームがありませんでしたということだってあり得るわけですね。だから別にそれは調査嘱託をした結果どうなるかというのは、ある意味ニュートラルな話なので、そう一方に肩入れしたようなことにはならないのではないかなと思います。

もちろん、代理人が進んで調査嘱託の申立てをしていただければそれが一番いいと思います。あんまりしないですね、PIO-NETの調査嘱託って。

実は私は1件やったことがあるんですが、競馬商法と思われる事案でした。ちょうどこの『司法研究』をやっているときなんです。PIO-NETって初めて知ったときで、これはぜひ使ってみようと思って、調査嘱託をやってみませんかと言ったら、じゃあ、やってみましょうという話になりました。調査嘱託したら、やはり同種のクレームみたいなのがいっぱい出てきたんですね。それが原因かどうか分かりませんが、すぐに和解ができました。

だから私としてはいいんじゃないかなと思ってます。みんなPIO-NETをどんどん使ってやればいいんじゃないかなと思って。ただ、割と抵抗感がある人もいるかもしれません。

2 質疑応答

以上の他にも、質問事項としてたくさん出ていますので、私だけがしゃべるのではなく、質問の趣旨を敷衍してお話しただいて、それに対してお答えするみたいなスタイルを取りたいのですが、いいでしょうか。予め質問を出されていた方で、何か敷衍することがあればお話しいただければと思うのですが。

(1) 全体的な理解の確認

質問者：最初の辺りは、大体お話しいただいたことの確認的な質問でして、本著書の内容確認というようなことから入ろうと思います。

3階建て構造があって3階が特商法、割販法とか、だったら金商法もそうなのかもしれませんが、要件としてははっきりしていて、効果も割と強力である。しかし、それはかっちりしているだけ形が決

*7：苦情相談内容の情報収集については、上記のとおり訴訟における調査嘱託による方法はもちろん、国民生活センターや東京都消費生活総合センターへの弁護士会照会による方法もある（東京弁護士会調査室編『弁護士会照会制度【第4版】―活用マニュアルと事例集』（第1刷）187～189頁参照）。

まり切っているのです、ある意味硬直していて隙間ができてしまい、すり抜けが起きてしまう。そこで2階建ての消費者契約法で、ある程度柔軟に使えるけれど、必ずしもそれも完全にできない。結局、1階部分の民法の対等の合理的な経済人である人間対人間、経済人对経済人の対等な関係を前提としたところに落ちてきてしまう。しかし、片や事業者で、片や限定合理性しか持たない一般消費者であるということが間違いの起こるもとなので、そこを行動経済学的な知見で何とかならないかというようなご説明であった——このように理解しておりますが、よろしいでしょうか。

廣谷：そうですね。おっしゃる通りかなと思います。そうすると民法の中で処理する場合は、今おっしゃったようなすり抜けてきたものだから、多くの場合、最初から困難を伴うところが多いのは事実です。

この質問をお聞きして、そんなに悲観になる必要があるのかなみたいな感じがちょっとしました。だから、適正に処理するというところのいわばレベルをどの辺りに設定するのかという問題なのかもしれないです。あるいは皆さんが承知しておられる実態からすると、裁判官がいくら実態を見ようと思ってもやはりなかなかそこまで見込んだ判断はしにくいのではないかなという、そういうニュアンスがあるのかもしれない。

ただ、今回の『司法研究』の『報告書』は、多分そういう現場と裁判との乖離というのはあるのだろうということを研究の中で感じ取り、それを少しでも埋めていくようなことができないかという問題意識の下に書かれています。そういう発想はあるのですが、直ちにそういう行動経済学的な知見をたくさん散りばめた訴状を書けば、みんな勝つというようなものでもありません。ですからその意味では

限界があるのかもしれませんが、ただ、なるべくその実態に迫るようなイメージを持てるように努力しようというのがこの『報告書』ですので、あとはもう各裁判官次第だと思います。

質問者：例えば、今のお話を補足しますと、悲観的になるのは大体2通りあるのかなと思っています。1つは先ほどおっしゃった証拠の偏在という点でございます。消費者は大体、そもそもが悪い業者になればなるほど証拠となるような文書は渡していないかったり、本人は迂闊に失くしてしまうことがあります。高齢であるとか迂闊な人になればなるほど、代理人としては細かい事実経過はちゃんと聞き取ろうとはするのですが、全然事実がまとまらないところがあります。そもそも全然覚えてないみたいな話もありますし、それを限られた仕事の中で何とか整理するものの、それ以上書けないなみたいなことが結構あります。

それが悲観の1つでして、もう1つは、ある人の事実が、証拠保全などもやって、証拠をある程度確保しても、全体的な状況からすると、合理的に経済的に考えるヒューリスティックではない人から見ると、何でそんなことしたのみたいなことがあります。

だけど、それは、先ほどお話がありました、オランダ民法の状況の濫用を使うとか、そういった状況でその人だからそうなったというところがありまして、そこをうまく利用されているというのが、たくさん色々と事件を見ている我々には、ああ、やられちゃったなって分かるのですが、なかなかその辺りは裁判所には分かっていただけないなというところがあります。

そういうところを埋めるツールとして、こういった行動経済学的な知見を途中の準備書面なり尋問

の中でも何かここを生かしながら扱いができればいいなとは思っているのですが、具体的にどのような扱いようがあるだろうということがありました。お話を伺っていて、非常に納得をしたのですが、むしろ我々の認識が変わったというよりは、そうなんです、その通りなんですと思いながら本著書を読んでいた。ただ、裁判官の方々には、なかなか分かっていただけないという話を我々の間ではしております、そこで私からの2つ目の質問なのですが、その辺りちょっとアドバイスなど、一般的で結構ですからいただければと思います。

廣谷：アドバイスですね（笑）。今おっしゃった、ご本人自身もそうあまり覚えていないとかいうことでは、なかなか限界があるのかもしれませんが。ちょっと触れましたが、競馬商法にしてもデート商法にしても、普通の自分らの感覚からすると、何でこういう行動になるのかがある意味信じられないというのがありますよね。例えば、うちの……、ああそうか、今係属中の事案を言う訳にいかないな（笑）。要するに、ある意味信じがたい行動をするわけですよね。

多分それでもう終わりという裁判官もあり得ると思うのです。この研究の過程である人と話をしたときに、そういう消費者の話を聞いて、ああ、もしかしたらそうかもしれないと思えるかどうかポイントなんじゃないですかという話を聞いたんですね。だから、そういうような思いに立って欲れないと話は進まないと思うので。それは、具体的な行動経済学の知見とかいうものとはちょっと違うと思うんです。

だから、この報告書を読んだ裁判官が、要するに、必ずしもそんなのは信じがたいということで切り捨てるのではなくて、そうかもしれないなという思いで事案を見るというところがスタートで、そうなってくると、それは実際に難しいのかもしれないけれ

ども、例えば手元に書類がなくても、さっき言ったようなPIO-NETみたいなもので、実はこの業者は同じようなクレームがいっぱい来ているということになれば、最終的にその情報で認容判決が書けるかどうかは別として、少なくとも解決の在り方として和解がふさわしい事案だと思い立ってくれる可能性だってあるんじゃないかなというように思うんですね。

だから、そもそも証拠もないし、本人の記憶もはっきりしないしということだと、かなりスタート地点が低いところにあるわけで、そういう事件を100%きちんと救済するということはなかなか難しいと思うので、少しでも救済し得るような解決ができるように努力をするのが、そういう事案について訴訟代理人としての腕の見せどころかなというような感じはしますが。

ただ、それはまあ、裁判所でできることは何かというと、ある意味そういう単純な証拠の多さとか何かだけで決め付けることをしないということなのではないかなと思います。

質問者：ありがとうございます。

(2) 「違法性」に関する代理人の主張と裁判所の判断

質問者：民法上の違法性判断というのは、どうしても「合わせて一本」になると河上正二教授がよくおっしゃるんですけども、なかなか裁判所に納得していただける証拠が出せない場合に、いわゆる評価根拠事実や、そのまた間接事実みたいなものをたくさん出していくと、裁判所に嫌な顔をされてしまうのです。そういう場合に、このご研究の成果をこういう形で説明していただくと、裁判所はもっと理解していただけるように思います。

廣谷：なかなか難しい問題ですが、これは特に消費者紛争だけではなく、違法とか不当とか、そういう評価的な要素、規範的要件事実などの主張をされるときに、裁判所と代理人とでちょっと違うのは、代理人としては何となく雰囲気で伝えようとしている感じがするわけですね（笑）。

裁判所というのは、違法、不当の判断をするときに、提出されている準備書面のどの部分が評価根拠事実になるのかと分析的に考えることが多いのです。だから、今ご指摘があった間接事実等も、そういう整理された形で主張されると結構聞いてくれるかもしれないですね。

今私は医療事件をやっていますが、訴訟物が不法行為の場合は、過失の評価根拠事実と評価障害事実の問題になるわけです。ところが、代理人の準備書面を見ると、関係あることと関係ないことが十分に整理されていないことが多いのです。そうすると我々としては、何を評価根拠事実として主張しているのかよく分からない。例えば、特に医療事故の事案ではよくあるのですが、評価根拠事実には時的要素の問題もあり、過失の判断時期というのは当該医療行為時点における判断の問題ですから、その時点を意識して整理しなくてはいけないわけです。

だから難しい事件であればあるほど、雰囲気としてぱっと伝えたとともに、事実を整理した要約のような個所を準備書面の中で作っておくといいと思います。代理人が、ものすごく膨大な厚い書面を書いてくるときも多いのですが、それではぼやけてしまうので、あまり得策じゃない。言いたいことはいっぱいあるんだろうけれども、裁判官も限られた時間の中で仕事をするので、あまり時間がないということ踏まえて、なるべく整理して、要約的なものを書くと、割と裁判所は聞いてくれるかなと。

ただ、危険なのは、整理してしまうとだめなことがすぐ分かることも多いのです（笑）。しかし、違法判断があってしかるべき事案については、確信を持ってこういう分析的な記載をすることが有効なこともあるということです。

質問者：ありがとうございます。ただ、今のお話のように、一つ一つ分けて考えると、「これは大したことない」、「これも大したことない」というような感じで、「合わせて一本」的な評価にならないのではないかという懸念があります。

廣谷：一つ一つ整理をするという意味は、評価根拠事実の一つ一つを取り上げてこれで違法評価ができるかとか、そういう趣旨ではないんです。

例えば、評価根拠事実としてア、イ、ウ、エと分けて、アだけじゃ足りないとか、違法にならないとか、イだけじゃ足りないとか、そのような判断は間違いなわけです。ア、イ、ウ、エの事実を総合して違法評価ができるかどうかということなことから、一つずつ取り上げて、一つずつ切っていくような判断をするわけではありません。

ここでいう総合的な違法評価は、「合わせて一本」そのものではないかもしれませんが、私が先ほどお話したのは、何が評価根拠事実かということを裁判所が自ら探し出すような準備書面はまずいいじゃないかという趣旨なんです。総合的な判断をしやすいような準備書面を書いていただければという、そういう趣旨を申し上げました。

(3) 実態に即した事実認定のためには

質問者：結局、最初の質問に戻ってしまうのですが、我々の一番の関心事は、証拠が十分でなく、原告被害者の行動も合理的に見えないような、そういうなかなか扱いづらい事件で、単に証拠のある方を

勝たせるとか、言い分に筋が通っている方を勝たせるとか、そういった形式的な判断をされないように、いわばその格差をどう埋めるかというところになってくると思います。

廣谷：裁判官というのは、先ほどお話したように、事案を的確に事実認定できるかどうかというのがほぼすべてだと思うんですね。その事実認定をする上で、形式的に作られたような書面とか、あるいは言い分の単なる合理性とかいうことだけに囚われてはいけないんじゃないかというようなことをこの『報告書』で伝えたかったのです。だから、代理人としても、そのような意識を持った訴訟活動をするということになると思います。それで、和解にしろ判決にしろ、裁判所と当事者とのギャップが少しでも埋まってくればいいなというふうには思っております。

(4) 和解勧誘について

質問者：消費者紛争の和解において、裁判所が和解案を提示する場合には、どの程度心証を開示しているのか、消費者側としてはどの程度の覚悟をして和解に臨んだらいいものなのか、その辺をお話していただければと思います。

廣谷：それは是非和解を受けていただければということなんですが（笑）。これは消費者紛争だけではなくて、民事訴訟というのは基本的には和解がいいのではないかと考えていて、勧告された和解内容によるとは思います、基本的には事案に即した和解案を出しているつもりです。

ただ、場合によっては和解案がちょっと実態と離れている場合だってあり得ますので、それはその場でご指摘いただくとよろしいかと思います。裁判所も和解案を動かすこともあり得ますから。

裁判所としては、ある程度は裁判所の考え方を示さないと事件は前に進まないんじゃないかという感じがしているんですよね。だからその意味で、色々な場面で裁判所の考え方というのを割と積極的に示しながら審理していることが多いように思います。和解の提案もその1つだと思うんです。

その和解の提案も含めて、裁判所との積極的なやり取りみたいな、それを大事にしながら紛争解決するのがいいんじゃないかなと思います。だから、和解について、それを吞んでくださいとは言いませんけれども、それを1つのきっかけとして、早期に解決できるように頑張ってもらいたいなというところですかね。

(5) 準備書面の工夫について

質問者：行動経済学的な知見等に関する主張は、最終準備書面でした方がいいのか、それとも最初の段階でした方がいいのか、その辺りはいかがでしょうか。

廣谷：これも消費者紛争だけじゃないのですけれども、最近では、基本的に最終準備書面というのは少ないんです。証拠調べをすると、その場で終結するのが基本になっていて、代理人が例えば最終準備書面で書けばいいやと思って訴訟活動をしているとすると、その機会がないということもあると思います。だから、書けるものは初めのうちに何でも書いておいた方が個人的にはいいと思います。それに先ほどお話ししましたように、裁判所というのは心証を取りながら事件を進めていくので、後で挽回しようとしても、なかなかハードルは高くなっていくと思うんですね。だから代理人として労力をつぎ込むのであれば、それは初めのうちにどんどん書いておいた方が、それは費用対効果としてはいいんじゃない

かと思います。

ただ、行動経済学的な知見等の取り込みの問題なんですけれども、なかなか難しく、逆に準備書面の中であまりにそこがギラつくと、かえって分かりにくくなることが多いと思うんです。だから、どちらかというと、そういう知見を背後に控えながら、うまくそういうふうなレールに乗せられているんだよというようなことが分かるような書面の方が、個人的にはいいと思います。

(6) 訴状、準備書面の分量について

質問者：準備書面の厚さですが、私自身も短く書くとはしているのですが、例えば先物取引のシステムを書くとするとうちでも長くなってしまいます。その辺りは、裁判所はどのように考えているのか、お聞きしたいのですが。

廣谷：もし裁判官の理解を得るためにトータルとして一定の分量は必要なんだというようなことが分かったとしますよね。この事件について50頁書かなくちゃいけないといったときに、訴状で50頁ばーんと書かれると、こっちはあんまり読めないんです。裁判官としては、事案はゼロから始まるわけで、ゼロのところからあんまりがーんと来られると、もうそれで参ったみたいになってしまいますから、初めは骨子というか、こういう事案なんだというようなことがのみ込める程度にして、被告の対応も踏まえて、徐々に具体的な話になっていくのがいいと思います。

例えば初めは10頁にして、それでその後15頁、15頁、10頁で合計50頁にして分かってもらうとか。あるいはその裁判官の実際の理解を踏まえてから、どこが一番重点を置いて書くべきことなのかなということを理解した上で書いた方が多分効率的なんじゃないかなというふうには思います。

今の担当は医療訴訟が多いので、医療訴訟の感覚で言えば、初め例えば50頁の訴状があると、「ああ、もう何かつらいな」みたいな（笑）。

個人的には、医療訴訟で言えば初めは割とさらっとしたもの。具体的にどういう事案で、どの時期にこういう医療行為があって、当時の医学的な知見は例えばこんなものがあるって、それでその知見から言うとうちの注意義務があるって、それに具体的にはこう違反している、ということがさらっと書いてあるものが一番いい。

それで、その医学的知見については、むしろ証拠で出してもらって、そこにアンダーラインやラインマーカーでも引いてもらえば。そうすると、訴状とそれを読むことによって、割とすっと頭に入ってくる。ただそうは言っても、なかなか分かりやすい訴状、準備書面というのも難しいと思うのですけれども、「分散」というのが1つのヒントですかね。1回にばーんというものは、実はあまり得策じゃないというふうに思います。期日が近くなったときに真剣に読むんだけど、そのときの準備書面が50頁もあったらなかなか読み切れないですよ、正直。だからそういうことも踏まえて書いてください（笑）。

ただ、裁判官は分かろうとはするんですよ。結果的に分からないこともあるかもしれないけれども、分かろうとはしています。だから、理想的には、書面はそんなに厚くないのを出して、弁論の中で、裁判所が「ここはちょっと分からないんだけど」みたいなことで議論を持ち掛けて、それに対して口頭で答えて、そういうことを積み重ねた方がむしろいいのかなとは思っています。

質問者：どうもありがとうございました。

（構成：小森 貴之、大塚 陵、下田 和代）

第28回 東京弁護士会人権賞 受賞

上畑 鉄之丞 さん

「過労死」——今では広辞苑にも載っているその言葉の生みの親が上畑医師です。

上畑医師は、約40年間にわたり、多数の労災申請や行政訴訟において医学的な見地から意見書を書いて、過労死が「業務上の災害」と認定される門戸を拓けることに寄与されてきました。その取組みは、過労死事件に対する弁護士の取組みと表裏の関係にあります。

不屈の精神で狭き門に挑み続け、多数の行政訴訟で勝訴して、行政の認定基準を変えるに至るお話は、他の分野に取り組む弁護士にとっても参考になることが多いのではないのでしょうか。（聞き手・構成：伊藤 敬史）



プロフィール うへはた・てつのじょう

1940年生まれ、滋賀県出身。医師。医学博士。1985年に「ストレス疾患労災研究会」を設立し、過労死を学際的に研究する全国的活動を推進する。国立公衆衛生院名誉教授、日本産業衛生学会産業指導医、日本社会医学会理事長などを歴任。過労死・自死相談センター代表。著書に「過労死」（共著、日本経済新聞社、1982年）、「過労死の研究」（単著、日本プランニングセンター、1993年）などがある。

——人権賞受賞、おめでとうございます。

ありがとうございます。

——医師として過労死問題に取り組むようになった経緯を教えてください。

大学の助教授として東京に出てきた時に、教授から動物実験をやるように言われたのですが、むしろ職場の労働衛生相談をやりたいと言ったら、それはいいといっているので、労働衛生相談に関わるようになりました。

その時に紹介された新聞労連という労働組合の宮野伸介氏から、不規則な夜勤で週に2～3回は徹夜して亡くなった労働者の遺族が労災申請をしているから手伝って欲しいと言われました。それで、調査をして意見書を書いたのが初めです。

——いつ頃のことですか。

70年代の初めで、あちこちからそういう相談が来るようになりました。うちにもそういうのがある、うちにもそういうのがあるとね。

例えば、夜勤と循環器の病気は関係があるのです

が、それまでは、それが労災という形で問題にされることは、あまりありませんでした。それで、これは新しいタイプの職業病だということで関心を持って、こういう問題をやりようと思いました。

——まだ「過労死」という言葉もなかった時代のことで

すね。

当時は、職業病としての急性循環器障害と言っていました。

それがあまりにも相談が多くて、100例近くも事例が集まりました。それを整理していくと、遺族の方はみんな「過労で死んだ」と言っていたのですよ。

それで、私の尊敬する細川汀先生の京都の自宅に行って、「遺族はみんな『過労で死んだ』と言うから、これを『過労死』として学会で発表したいと思います。が、どうでしょうか」という話をしました。それはいいけれども、本を書こうというので、細川先生に出版社を紹介していただき、私と大阪の田尻俊一郎先生が原稿を書いて、『過労死』という本を出版しました。

それが「過労死」という言葉を使い始めた最初です。

——『過労死サバイバル』というご著書を拝見すると、先生が「過労死」という言葉を使われたときに、最初は学会では珍説扱いをされたと書かれていますね。

そうそう。当時は過労死事件が裁判になると、頻繁に証人として呼び出されました。そのたびに反対尋問で、「あなたは『過労死』などという言葉を使っているが、そんな言葉は学会でも使われていない…」と言われて、「臨床医学には『過労死』という言葉はないけれども、私はこれを社会医学用語だと思っているから、別におかしくはないでしょう」と答えていました。

——「過労死」という言葉が定着してくるようになったのは、いつ頃でしょうか。

80年代後半に弁護士さんたちを中心に過労死110番が始まりましたが、その頃からですね。

その頃は、弁護士さんも、労災の認定が認められなくても、裁判に持っていきこうという雰囲気が強かったのですよ。次々と裁判に持ち込んで、勝っていききました。私もそれを応援していましたが、弁護士さんも腕を磨いて理論武装をしていきました。それで、だんだんと裁判に勝つようになったことで、「過労死」という言葉が広まっていったのですね。

それから、『タイム』誌（1989年1月30日号）など外国のマスコミが日本の過労死を取り上げました。ポーランドのワレサ大統領が来日した時に、ポーランドのテレビ局が日本に取材に来て日本の特集を報道したのですが、そのテーマも「過労死」と「相撲」の2つでした。

——日本を紹介するテーマとして、「過労死」が「相撲」と並んで取り上げられるというのは興味深いですね。それだけ日本の過労死は特徴的だということでしょうか。

そうですね。80年代初め頃に、イタリアで行われた日伊文化学術交流会のシンポジウムに参加して、私が過労死の話をしたら、イタリアの人から、「何で日本人は死ぬまで働くんだ」と不思議がられたのを覚えています。

——ご著書を拝見していると、具体的な症例をどんどん積み重ねていって、そこから過労死の問題を導き出していく手法が印象的です。

私は、過労死に関する意見書をたくさんの事案で書いたので、とにかくケースを集めて自分なりに分析をするという手法を取りました。それが後で生きてきたのだと思います。もちろん疫学的なこともやりましたが、統計分析も一緒にやっていたのです。

——どのような病名が多いのですか。

主に循環器の病気で、多いのは脳卒中で、脳出血、くも膜下出血、脳梗塞が中心でした。それから心臓病で、心筋梗塞と急性心不全。だいたい後になってから大動脈瘤解離なども出てきました。

——労災申請は、行政の認定基準とのたたかいだったと思います。最初は1961年のいわゆる災害基準があって、それから1987年に過重主義といわれるような基準に改定されて、なかなか労災が認められない時期があったのですね。

そうですね。1961年の認定基準は単純で、脳卒中等では通常発病直前あるいは発病当日に災害的な出来事があったことを条件にしていたので、当初は災害的な出来事を主張すれば結構認められました。しかし、長期間の疲労蓄積や精神的負担の継続では認められないので、労働態様が重筋肉労働から精神・神経負担を中心に変わってくると、その基準では収まらなくなりました。

そこで1987年に認定基準が改定されたのですが、その認定基準が出た途端に認定されなくなりました。その結果、裁判に持っていくことが多くなりました。

——1987年に認定基準が改定されてから、労災認定率が1割を切るような時代が続いたのですね。当時、認定基準を突破するために、どのような活動をなさっていたのですか。

当時は、やっても、やっても「業務外」と判断されました。そこで、どうしたらいいのかということで、岡村親宣弁護士たちとストレス疾患労災研究会とい

う勉強会を作って、弁護士さんたちも、ずいぶん理論的に勉強をしました。それで裁判で勝つ例が出てきたら、それを突破口にして、とにかく長時間労働が基本的な要因だということで、長時間労働の基準みたいなものも考えなければいけないと考えました。

そこで、私は、学会の委員会で、月60時間以上の残業は原則的に禁止されるべきだという報告をしました。ところが、その報告は、大企業の産業医のグループに反対されて潰されてしまいました。

それから3年間かけて、もう反対はされないというところまで持っていきました。その上で、元と変わらない報告書を作り、学会で承認させました。

—— 医学会でも、大変なご苦労があったのですね。

そうですね。

—— その後、過重業務と発症の相当因果関係を肯定した横浜南労基署長事件の最高裁判例（最判平成12.7.17、労判785-6）を経て、2001年12月には厚生労働省から新たな労災認定基準が出て、脳・心臓疾患の労災認定率は4割くらいに上がったのですね。

よくなりましたね。

当時、厚生労働省の脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会で、和田攻教授が座長でした。私は、それ以前に、和田さんから、「上畑さん、過労死なんていうのは存在しないよ」と批判されていました。その和田さんが、疲労蓄積と循環器疾患の関係を認めようと踏みきりました。

—— 行政の基準がそこまで突き動かされたというのは、裁判で積み重ねてきたものがあったからでしょうか。

それはあったと思います。80年代後半から90年代にかけて、国は、裁判で負けてばかりでしたから。あの頃は面白いほど勝ちましたね。

—— それは、行政の基準に対して、裁判所もおかしいと思っていたということでしょうか。

そうですね。裁判所も同情的でしたね。

—— 新認定基準になって、それまでは年間80件ぐらいだった脳・心臓疾患の労災認定件数が2002年以降は年間300件ぐらいいまで上がりました。その中で、まだ問題とを感じる点がありますか。

2002年の労災認定件数は、突然300件に上がりましたが、その後はあまり伸びていません。時間外労働時間についての基準はできましたが、それ以外の要因を評価する基準がないのが問題だと思います。

—— 過労自殺については、旧労働省が1999年に労災認定基準を制定していますね。

1997年3月頃、私の住んでいる三多摩で中小企業の社長さんが、3人、ビジネスホテルで心中事件を起こしました。これはこのままいくと将来大変なことになると思っていたら、次の年、1998年から年間自殺者数が3万人を超えるようになりました。その頃、川人博弁護士が『過労自殺』という本を岩波新書で書いて、過労自殺が労災問題と考えられるようになりました。

—— 1998年から2011年までは日本の年間自殺者数が3万人台でしたが、何か社会的な要因があるとお考えですか。

それが分からなかったですね。当時、私は、国立公衆衛生院にいたので、厚生労働省の厚生労働科学研究事業に過労死と自殺の問題について研究班をつくりたいとテーマを出していましたが、3年目ようやく研究班の結成が認められて、過労死と自殺防止に関する研究班をつくって、さあ、やろうと思ったら、肩たたきに遭って辞めさせられてしまいました。ただ、研究会そのものは継続して、いい研究も出てきたのですよ。

—— 上畑先生は長年にわたって弁護士との連携もなさっていますが、弁護士と連携していくことの意義をどのように考えていらっしゃいますか。

弁護士と医師は、お互いに考えていることが違うので方法論としては一致しないのですが、協力し合うことはできますよね。私は、弁護士とは共同研究という形にして、事例は弁護士が提供するという方法をとります。

あなたの過労死度チェックリスト

以下のいずれの項目でも、3つ以上当てはまるものがあれば過労死のリスクは高い

◎仕事上の危険信号

- ☐ 1. 一日10時間以上仕事をする日が続く
- ☐ 2. 休日出勤が多い
- ☐ 3. 深夜勤務や早朝からの仕事がよくある
- ☐ 4. 数か月にわたって出張が多い仕事が続く
- ☐ 5. 職場や仕事上の人間関係が大変悪い、または上司のいやがらせが続く
- ☐ 6. このところ仕事のミスやトラブルが続いている
- ☐ 7. 単身赴任中だ
- ☐ 8. 仕事の責任を単独で任される機会が多い

◎日常生活上の危険信号

- ☐ 1. タバコを吸う
- ☐ 2. 1日ビールに換算すると3本以上飲んでいる（日本酒で3合、焼酎水割りで4杯以上）
- ☐ 3. 自宅で飲む以外に、接待や付き合い酒が週3回以上ある
- ☐ 4. 朝食をとらないで仕事に出かけることが多い
- ☐ 5. 食事内容が単調、とくに牛、豚など動物性脂肪中心に偏っている
- ☐ 6. 毎日の帰宅はほとんど午後10時をすぎず
- ☐ 7. 1日の睡眠時間は5時間以下だ
- ☐ 8. 通勤が片道2時間以上かかる
- ☐ 9. スポーツなど、運動習慣が全くない
- ☐ 10. 健康には自信があるので、医者にはかかったことがない

◎身体上の危険信号

- ☐ 1. 高血圧、糖尿病、高脂血症、肥満（BMI 30以上）のうち2つ以上ある
- ☐ 2. 高血圧、糖尿病、高脂血症のいずれかで、医師から薬を投与されている
- ☐ 3. ここ数か月で体重が数キロ増えた、または数キロ減った
- ☐ 4. 健康診断で精密検査や治療をすすめられているが、気にしていない
- ☐ 5. このところ、これまでにないような疲れを感じる
- ☐ 6. 最近、激しい頭痛発作、または胸がしめつけられるような痛みを感じる
- ☐ 7. 最近、急に動悸が打ってしばらく続いたり、不整脈がある
- ☐ 8. 物忘れが急にひどくなった。しばしば周囲から「年をとった」と言われる

*上畑鉄之丞著「過労死サバイバル」（2007年 中央法規）

—— そもそもなぜ過労死が起きるのかということで、日本の労働環境について問題を感じることはありますか。

それは前から考えているのですが、要するに外国の人が言う、「何で日本人は死ぬまで働くんだ」という問題ですね。日本人は、本当に死ぬまで働くのですよね。欧米の場合は、死ぬまでは働きません。

—— それは意識の問題なのでしょうか。

意識の問題だと言う人もいますね。ただ、私は、会社の姿勢の問題だと思いますね。

—— 上畑先生は、過労死をしないためのチェックリスト（上記）をお作りになっていますね。弁護士は、長時間労働の人も多くですし、精神的負荷もかかりますし、上畑先生のチェックリストに引っかかる人が結構いるように思うのですが、健康のために、どのようなことに気をつければいいと思いますか。

やはり長時間労働ですね。

日本人は、今年の夏休みは何をしようかというのを、

その時にやらなければ考えない傾向があると言われてます。それは欧米と違うところですよ。かつてNHKがドイツのシーメンス社で調査をしたら、シーメンス社の労働者は夏休みの計画を先に自分たちが立てていました。そうすると、誰々さんがいつからいつまで休んで、誰々さんはいつからいつまで休んでと、全体の計画ができるというのですね。

—— なるほど。休みまで計画的に考えるということでしょうか。

そうですね。日本では、そういう教育がされていないですね。

—— 確かに、初めに休みを計画しておくのではなくて、まず仕事をして、仕事の隙間ができたなら休むというところがあるかもしれないですね。

そこが日本人らしさというか、日本的習慣というか、そういうものはあるかもしれないなという感じがするのですよね。

2014年度 役員紹介

魅力と活力ある東弁に！

— 2014 年度会長に就任するに当たって —

東京弁護士会会長 高中 正彦

2014年度会長に就任いたしました。1年間、6名の副会長、2名の監事とともに、能う限りの力を尽くして東弁の舵を取らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

＊

会長選挙に臨むに当たってのスローガンは、「魅力と活力ある弁護士と弁護士会を築く」としました。混迷する法曹養成制度、司法修習生のいわゆる就職難、弁護士の活動領域の未開拓、競争激化に伴う経済不安、不祥事の続発による市民の信頼喪失などの難題が山積み、弁護士・弁護士会は、閉塞感に覆われていると感じます。司法は、その国の成熟度を測る物差しであるといわれます。司法が十全に機能しなかった暗い過去を再現させては絶対にいけないと考えます。このような観点から、魅力と活力あふれる弁護士が社会の隅々にまで縦横無尽に活躍し、魅力と活力あふれる弁護士会が正義と人権の砦としての役割を十全に果たすようにすることを1年間の東弁運営の柱に据えたいと思います。

＊

私は、東弁役員は、駅伝ランナーのようなものだと考えています。先達が築いた伝統や実績をしっかりと受け止めつつ、1年という期間内で、東弁を一步、そして一步と時代の要請に合わせて前に進めるべくひた走るのが役

員であると思います。1年という期間を短く見るか、長く見るかは、これから走り出して確認しますが、とにかくにも全身全霊を以て走り抜き、次に襷をつなげなければなりません。課題はそれこそ山のようにあることと覚悟しています。そして、私は、当たり前とされている制度や実務運用についても、魅力と活力ある東弁にするには改革するべきかという視点で再点検します。また、全ての会員が、「東弁に入ってよかった」という気持ちを持っていたけよう、ハコモノも含めて、改革できることから改革案を示します。

＊

東弁は、会員が7000名を大きく超え、我が国全弁護士の5分の1を占めているマンモス弁護士会です。その一挙手一投足は、他の弁護士会の範たるべきことを宿命付けられているといわれます。また、日本最大の人権NGOであり、日本屈指のオピニオンリーダーといわれる日弁連を支え発展させることも、東弁の大きな役割です。私は、このことを常に肝に銘じ、会員、特に圧倒的多数を占める若手会員のさまざまな意見や希望をきめ細かく聴取し、東弁を魅力と活力あふれるものにします。

＊

どうぞどしどしご意見やご希望をお寄せくださるようお願い申し上げます。

2014 年度の役員に

誌上インタビューを行いました。

1 年間よろしくお願いいたします。

質
問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

弁護士自治を盤石なものに

会長 高中 正彦 (31 期)



- ① 3 万を超えた弁護士が一つにまとまって弁護士自治をどのように堅持していくかということです。弁護士が増え、思考方法や価値観も多岐に分かれるようになりましたが、プロフェッションとしての公共的責務を果たすという一点で弁護士が結集しなければ、弁護士自治は危ういのではないかと思います。

- ② 人との出会いです。
- ③ 長所は、明るいこと、短所は、せっかちなことです。
趣味は、クラシック音楽、特にオペラの鑑賞です。1 年間は、コンサートに行く時間がほとんどとれないことを覚悟しています。
- ④ ②との関係から、「一期一会」です。

市民の信頼を得るために

副会長 船木 秀信 (42 期)



- ① 弁護士、弁護士会が、市民にとって、頼りになる存在になることです。そのためには、個々の弁護士が、一つ一つの業務に、専門的識見と高い倫理観に加え、依頼者に対する思いやりある態度をもって臨むことが必要であると考えます。そして、すべての弁護士が積極的に公益的活動に取り組むことも必要だと思えます。
- ② 人を人として大切にすること。
- ③ おおらかさ、責任感、粘り強さは、自分でも

好きなどころです。3 サイズ及びウエイト 100 超という体型が、決して嫌いではありませんが、目下の課題です。

趣味は、寄席で上手な噺を聴くこと、居酒屋でおいしく酒を呑むこと、芝生の上で上達しないゴルフをすること。

- ④ 牛になること。「吾々はとかく馬になりたがるが、牛には中々なりきれないです」夏目漱石が、芥川龍之介らに送った書簡の一文です。

弁護士活動の基盤を守るために

副会長 柴垣 明彦 (44 期)



- ① 大切な弁護士自治を守るために、そして多くの会員の心を弁護士会に結集するために、出来ることは何かを考えています。一人ひとりの会員のところに弁護士会の存在が意識されるよう努力したいと思えます。
- ② やはり「人」とのつながりです。仕事をするにしろ、遊ぶにしろ、人とのつながりの豊富さが人生を豊かにすると思えます。

- ③ 長所は、あまりくよくよせず、前向きであること。短所は、整理が下手ということでしょうか。

趣味は、BBQ とトレッキングです。

- ④ 座右の銘ではないですが、「信じなさい。あなたの人生はあなたの思い描いたとおりになると」(デカルト)という言葉が好きです。

より身近な弁護士・弁護士会を

副会長 彦坂 浩一 (44 期)



- ① より身近な司法の実現です。誰もが、弁護士を身近に感じ、弁護士を頼ってもらえるような司法が実現されればと思っています。また、会員にとっても、より身近で、より頼もしい弁護士会とするためにお役に立てればと思います。
- ② 人との出会い、そして健康です。今年も、いろいろな方と出会い、一緒に活動させていただくことになります。よろしくお願いします。そして、健康でなければ十分な活動ができませんので、健康にも気をつけたいと思います。
- ③ 長所は、朗らかで元気なこと。短所は、気が短いこと。気を長く持つよう心がけています。

また、下町で育ったせいか、つい早口になってしまうので、これにも気をつけています。

趣味は、旅行です。サイクリングも好きです。最近では、なかなか遠くには行けないので、もっぱらママチャリでの近場サイクリングです。NHK・BSの「にっぽん縦断 ころろ旅」は自転車で日本各地を巡る番組ですが、これを見てサイクリング気分を味わっています。

- ④ 頑張っても報われないこともままありますが、気を落とさずに、「為さねば成らぬ何事も」、「努力すれば報われることもある」と前向きに取り組むこととしています。

夢を創り、未来に架ける。

副会長 松田 純一 (45 期)



- ① 選挙期間を含め、多くの会員からお聞きしたご意見と、新役員の方がそれぞれ選挙公約として訴えられたことが、現実に実現に向かうように検討と企画立案がなされ、組織として実現へ向かって歩き出すことが、まずは始まるのが大事なことだと思っています。
- ② 大胆に構想して、謙虚に一步一步、前に進められれば理想であると思っています。

- ③ 「いつも機嫌が良く見える!？」と言われると嬉しく感じます。これが長所かもしれません。短所は有りすぎて絞れません。

- ④ 温故知新です。先人の智慧に学んで、その内容を現在の現実に投影して、さてどうしようかと考えてみるのが好きです。

活力ある弁護士会を

副会長 栗林 勉 (45 期)



- ① 会員の活動領域の拡大です。弁護士に対する社会のニーズを会員の日々の業務に結び付けていくことが出来るよう弁護士会としてもしっかりと活動を行っていきたいと思います。
- ② 全ての物事の始まりは人との縁だと考えています。人との出会いを大切にしたいと考えています。

- ③ 長所は、気が長くあまり怒らないこと。短所は、うまくいかないときに自己嫌悪に陥ること。

趣味は、何年やっても上手にならないゴルフと、たまに家族で出かける海外旅行です。

- ④ 出身高校の校訓ですが、「終始一誠意」という言葉です。周りの環境の変化に流されずに、ひとつのことを真心をもってやり遂げるという意味だと理解しています。

1 年間宜しくお願いいたします

副会長 富永 忠祐 (46 期)



- ① 一番関心があることは、司法アクセスの改善です。そのためには弁護士会が積極的に発信して行動することが必要だと考えます。あと、今年はワールドカップですね。
- ② 一番大切にしていることは、感謝の気持ちです。両親をはじめとして、たくさんの方々のお世話になってきたのですから、その御恩を忘れないように心掛けています。

- ③ 短所は心配性の性格。何か心配事があると、夜の眠りが浅くなります。長所は我慢強いところ。心で泣いても顔は笑って。

趣味はゴルフと映画鑑賞です。

- ④ 座右の銘ではありませんが、「人間万事塞翁が馬」という言葉が好きです。失敗してもよくよせずに、前向きに頑張ろうと思います。

若手会員と弁護士会

監事 殷 勇基 (48期)



- ① 弁護士会の役員としては、弁護士自治の危機を（未然に）回避することです。若手会員のニーズにさらに応えていくことの重要性です。
- ② 大切だなと思うのは、目の前の仕事をひとつひとつついでに仕上げることで気力をつなぐこと。
- ③ 激することはあまりないかな、その分、「薄い」のではないかと、というのが長所と短所。神社仏閣、温泉（銭湯含む）の探訪に興味があります。
- ④ ありません。

1年間よろしくお願いします。

監事 長谷部 修 (48期)



- ① 東弁会員が7000人を超えました。そこで、監事として1年間を通して行っていきたいことは、財務の分析と多くの会員に分かりやすく情報の提供をしていくことです。
- ② この世には様々な人が生活しています。私が出会える人には限りがあると思いますが、「人との出会い」を大切にしていきたいと思っています。
- ③ 自分のことはよく分かりませんが、長所は粘り強いこと、短所はマイペースなところ、趣味は月並みですが音楽です。特にバッハが好きです。
- ④ 気の利いた座右の銘はありません。ただ「苦しいことがあっても諦めない」ということをモットーにしています。

2014年度 東弁常議員 (80人)

叶 幸夫	大野 裕	村田 智子	城處 琢也	川畑 和彦	大西 雄太	藤井 裕子	石田 周平
塚越 豊	武藤 元	日野 明久	牧野 義信	石渡 績嘉	南原 由記	枝廣 恭子	西郷 直子
木村 裕	芹澤 眞澄	石黒 保雄	山本 志都	網島 正人	中谷 達也	上田 啓子	齋藤 文彦
太田 秀哉	會田 哲也	竹内 朗	上野 真裕	豊泉美穂子	北畑 亮	中野 光恵	小野田 峻
海部 幸造	石鍋 毅	伊藤 治	手打 寛規	堤 禎	吉里かおり	東崎 雅夫	小南あかり
水澤 恒男	寺澤 政治	黒崎 隆	山内 隆	川端 克俊	清水 裕二	岡崎 穂波	中村 涼
日向 隆	山内 一浩	吉田 修	佐藤 篤志	石田 亮	福住 淳	鳥山 亜弓	遠藤 温子
木田 卓寿	白石 康広	菊田 行紘	菅野 典浩	笹木 禄朗	山中 聡将	木南 麻浦	高山 由起
相川 泰男	館野 幸二	木田 秋津	森田 岳人	川瀬 渡	武谷 直人	前田 哲兵	中村 洸士
石本 哲敏	豊崎 寿昌	西田 美樹	濱谷 美穂	星野 俊之	河野 浩士	小林 由直	藤原 寿人

2014年度 日弁連代議員 (75人)

叶 幸夫	芹澤 眞澄	豊崎 寿昌	牧野 義信	網島 正人	北畑 亮	東崎 雅夫	中村 涼
木村 裕	會田 哲也	村田 智子	山本 志都	豊泉美穂子	大栗 悟史	岡崎 穂波	遠藤 温子
太田 秀哉	石鍋 毅	石黒 保雄	上野 真裕	川端 克俊	吉里かおり	鳥山 亜弓	高山 由起
海部 幸造	寺澤 政治	竹内 朗	手打 寛規	石田 亮	清水 裕二	木南 麻浦	中村 洸士
水澤 恒男	山内 一浩	黒崎 隆	三竿 徑彦	笹木 禄朗	福住 淳	前田 哲兵	藤原 寿人
吉田 麻臣	彦坂 浩一	吉田 修	菅野 典浩	川瀬 渡	河野 浩士	小林 由直	
日向 隆	松田 純一	菊田 行紘	森田 岳人	星野 俊之	藤井 裕子	石田 周平	
木田 卓寿	栗林 勉	木田 秋津	濱谷 美穂	大西 雄太	木本 亮	西郷 直子	
大野 裕	白石 康広	西田 美樹	川畑 和彦	南原 由記	枝廣 恭子	齋藤 文彦	
武藤 元	館野 幸二	城處 琢也	石渡 績嘉	中谷 達也	上田 啓子	小南あかり	

*登録番号順・敬称略

「DNA鑑定の実務」見学会—鑑定科学技術センター訪問—

会員 佐藤 由紀子 (63 期)

1 はじめに

2013年12月14日、当会人権擁護委員会主催の「DNA鑑定の実務」見学会で、一般財団法人材料科学技術振興財団鑑定科学技術センター（*）を訪問した。

当財団は、先端的な科学分野における新材料に関する基礎的研究を行うとともに、新材料の解析評価を実施する機関で、2010年、その中に、科学の眼で、安心・安全をサポートすることを目的として鑑定科学技術センター（以下「センター」）が設置された。私たちの仕事にかかわる分野としては、DNA鑑定、薬物検査、文書鑑定、指紋鑑定などがある。施設は、多摩川のほとりの自然豊かな場所にあり、広大な敷地の中に1号館から7号館までの建物があって、その各建物の中には最新鋭の設備がそなえられているということであった。最初に、センターの概要や経営理念、事業内容などの説明を受け、その後、施設を見学させてもらった。

* 鑑定科学技術センター

東京都世田谷区喜多見 1-18-6
一般財団法人材料科学技術振興財団内
TEL 0120-727-551



全体講義

2 薬物検査の施設の見学

まず、薬物検査の施設を見せてもらったが、大学の研究室では手が出せないような高額な検査のための機械がいくつも入っており、最先端の検査ができるとのことであった。そして、この薬物検査部門では、各大学の法医学教室と提携して、乱用薬物検査、中毒薬物検査などを受託していると説明を受けた。法医学分野では、現在の日本は、死体の解剖率が10%を少し超えるくらいだそうです。そして、過去の犯罪の見逃し案件43件中11件が薬物に関連したものであるということで、解剖率をもっと上げていくとともに、センターでは、薬物検査について今後さらに充実させて協力していくということであった。また、救命救急分野では、救命救急センターに搬送される約15%から20%が薬物中毒関連であるにもかかわらず、現在、薬物分析ができる施設が全く足りていないので、この分野でも活躍が期待できるとのことであった。専門用語が飛び交っており、私にはちんぷんかんぷんだったが、日本における最先端の技術が集結していることがうかがえた。

3 DNA 鑑定の施設の見学

次に、DNA鑑定の施設を見せてもらった。ここでは、普段は入ることができないクリーンルームに特別に入れてもらったが、白衣を着て、ビニール手袋、マスク、帽子を装着するなど完全防備で、さらにエアーシャワーを経て、やっと施設に入ることができるといった厳重ぶりであった。正確な検査を行うためには、検査対象や物品の管理などを厳しく行う必要があることを説明していただき、また、それを実際の目で見て、信頼できる検査をするためには徹底して管理



DNA 鑑定を行うクリーンルームに入室体験

を行う必要があるのだということがよく分かった。様々な装置を見せてもらい、また、実際のDNA鑑定の手法を説明してもらい大変勉強になった。DNA鑑定で、現在最も利用されているのはSTR型と呼ばれるものということ、また、DNAには2～6個の塩基がある配列を繰り返している領域（STR：ショートタンデムリピート）があり、この4塩基の繰り返し回数は個人で異なることが多いため、この繰り返し回数をDNA型（STR型）として個人識別に利用していることなどを教えてもらった。そして、人には22対の常染色体+1対の性染色体があり、15箇所のDNA型を調べることで、地球上に存在する人よりはるかに多くの人の中から1人を見極めることができるほどの識別力があるということであった（但し、一卵性双生児を除く）。DNA鑑定も日々進化していることを実感させられる興味深い話であった。そして、DNA鑑定については、未だ様々な問題が残っており、そのDNA鑑定が信用に足るものかをまず見極める必要があることも教えていただいた。そのためには、①鑑定書にエレクトロフェログラムが添付されているか、②鑑定証人として公判に出頭させることができるか、などのチェックが大切だということだった。DNA鑑定は、刑事事件において決定的な証拠として用いられることもあり、また、親子鑑定ではセンシティブな面にまで踏み込むことになるため、DNA鑑定をどういうものかを知らずに安易に疑うことなく信用してしまうことが危険なこともよく分かった。

4 文書鑑定の施設の見学

最後に、文書鑑定の施設を見学した。ここでは、数字の改ざんの事実を明らかにするための一つの手法として、改ざんが疑われる筆跡にスペクトルカメラで反射光を測定し、各波長ごとの像を取得するというやり方を見せてもらった。肉眼で見ると「4」を表している数字が、波長500nm（ナノメートル）では「4」のままなのに、波長750nmでは「1」に変わり、もともと「1」だった数字が「4」に改ざんされたことが明らかにされた。文書の偽造は、なかなか肉眼では見抜けないことも多いので、このようなインクの分析で偽造が明らかになれば真相の究明にもつながるとのことであった。もっとも、科学分析で、当該文書がいつ作成されたのかまでは、今のところ証明することができないとのことであった。そのようなことが可能になる日が来れば、対立する当事者の言い分だけではなく、もっと真実に近づくことができるようになるかもしれない。



解説をする押田氏（右から3人目奥）

5 押田茂實先生の講義

施設見学を終え、最後に、センター顧問で日本大学医学部名誉教授（法医学）の押田茂實氏が「科学技術の進歩と鑑定」というテーマで講義をしてくださった。押田氏は、様々な刑事事件で、ずさんな証拠に基づいて下された判決に異議を唱えDNA鑑定書などを提出し、とくに、足利事件では無罪に大きく貢献した方である。数多くの刑事事件に、問題意識を持って取り組んでおられる押田氏の話はとても

News & Topics

心に響くものであった。また、押田氏は、難しい内容を分かりやすく、しかも、興味がわくようにうまく説明して下さり、大変勉強になった。御巣鷹山日航機墜落事故の現場で陣頭指揮を執って遺体の識別を行った話や、法医学の分野で数々の司法解剖やDNA鑑定を行ってきた観点からみて袴田事件にはどういう矛盾点があるのかといった話には、参加者全員が聞き入っていた。

6 最後に

短い時間ではあったが、普段は触れることができない科学技術という分野に触れることができ、また、科学技術をう

まく利用してよりよい紛争解決に近づく道筋を知ることができ、有意義な見学会となった。



DNA鑑定実施手順の解説を受ける一同

沖縄調査報告

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 はじめに

当会人権擁護委員会の沖縄問題対策部会では、毎年、沖縄弁護士会や沖縄の自治体、住民の方などのご協力のもとに2泊3日での沖縄視察調査を行なっている。2013（平成25）年度も、部会員を中心に10名の参加者をえて、2014（平成26）年1月17日（金）から19日（日）までの



普天間米軍基地に待機するオスプレイ

日程で調査を行なった。

第1日目：普天間基地を嘉数高台公園から一覽したのち宜野湾市役所を訪ね基地渉外課の職員の方からオスプレイ配備後の状況などにつきお話をうかがった。その後、普天間米軍基地爆音訴訟団事務所を訪ね、爆音訴訟の現状につきお話をうかがった。夜、沖縄弁護士会の方々との交流会を行なった。

第2日目：辺野古の埋立て予定地を視察し、現地での反対運動のテントを訪問した。

沖縄県は、面積では日本の国土の0.6%にすぎないのに在日米軍の基地の75%が集中して偏在しており、基地があることによる被害、矛盾が日本の中で突出して現われている。オスプレイの配備も地元の納得がえられないまま行なわれたし、辺野古の埋立て、基地化も、やはり地元名護市民の了解のないまま強行されようとしている。

2 オスプレイの飛行実態、辺野古の現状

宜野湾市役所でオスプレイの飛行実態をうかがった時のこと、自治体の調査によると、2013（平成25）年10月の1ヶ月間で、245件の飛行情報のうちで日米合同委員会での合意の趣旨に反する飛行（学校や病院を含む人口密集地域上空等を飛行したり、22時以降に飛行する）が172件あったという。これが正しいとすれば、地元の詳細をえぐりに配備されたのちの飛行実態も約束違反だということになる。ところが、このことを国（沖縄防衛局）に訴えても、沖縄防衛局としてはそうした飛行を確認していない、として解決策を講じようとはしない、とのことである。本来ならば、日米合同委員会での合意に対する違約の有無を丹念に調査し、違約の事実があれば是正を米軍に求めるのが日本国民を守るべき政府のあり方である。しかし現実はそのようでなく、国民の犠牲のもとにアメリカを守るという立場になってしまっている。



辺野古区 キャンプシュワブ前にて

普天間基地へのオスプレイの配備については、2013（平成25）年2月25日付で、配備撤回等を求める東京弁護士会の会長声明が出されているが、この声明は無視されている。

また、辺野古の浜辺には、従前米軍が基地用地との境界に金網のフェンスを設置していたが、最近になってこのフェンスの土台がコンクリートでしっかり固められたとのことであり、米軍の強い姿勢がうかがえる。



普天間米軍基地爆音訴訟団事務所にて

3 誰のための基地か

ところで、根本的な問題は、日本に、なぜ米軍の基地があるのか、という点である。在日米軍は日本を守るのか。そのためには、沖縄県民をはじめとする基地周辺に住む国民が甚大な被害を我慢しなければならないのか。また、在日米軍は極東における国際の平和及び安全の維持に寄与しているのだろうか、そのためには、沖縄県民をはじめとする基地周辺に住む国民は甚大な被害を我慢しなければならないのか。核兵器の登場している現代において武力で平和が本当に維持できるのか、武力に頼らず外交、文化・経済的交流などを通じて平和を維持する方向をもっともっと真剣に検討すべきではないのか。

さらに、法律専門家たる弁護士の役割についてである。弁護士会としても基地があることによって生じるさまざまな人権侵害行為を取り上げてきた。また、今後は、平和的生存権（イラク訴訟における名古屋高裁平20・4・17判決でも権利として承認されている）に基づく主張も力をえようと思われる。しかし、何といても根本的なところは、日米安全保障条約に基づく米軍の駐留が憲法9条に違反する、という点である。立憲主義を高らかに唱える弁護士会であるならば、国民の先頭に立って、基地は憲法9条に違反するのだ、ということをここで声を大にして主張すべきである。

シンポジウム「DV被害者支援の現状と課題、そしてこれから」

両性の平等に関する委員会 副委員長 山崎 新 (62 期)

両性の平等に関する委員会で企画した、「DV被害者支援の現状と課題、そしてこれから」と題したシンポジウムが2014年1月18日（土）に開催され、約160名の参加を得て盛況のうちに終了した。被害者支援にかかわる行政や民間の支援者に多く参加していただき、アンケートでは現状と課題について多くの実践的な意見や提案が見られた。弁護士にとっても、DV被害者のニーズを考える良い機会となった。



シンポジウムの様子

●被害者の声を聞く 加藤明美さん（仮名）

一時保護の経験がある30代女性の加藤明美さん（仮名）は、相談したときの様子についてこう語る。「子どもに対する暴力もあったので、行政の相談員から『このまま子どもだけ私たちに預けるか、あなたも保護されるかのどちらかです。あなたが家に戻るといふなら子どもさんとは連絡が取れなくなりますので』と言われ、『あなたも保護を受けるなら、この場で仕事を辞めると職場に連絡してください』と言われ、その部屋も出られずに4時間悩みました。」

加藤さんは一時保護を決めるが、その後、夫のもとに戻ってしまう。そして、再度の暴力…。再度の避難は行政の一時保護を受けないという選択をした。「また仕事も辞めて、全く知らない土地で暮らし、すべてを一からやり直さなければならないというのは、とても想像できなかった。一時保護はあきらめました。」

アパートを借りて子どもと生活するという道を選んだため、幸いにも夫の追跡はなかったが、恐怖や不安は絶えなかったという。「子どもはその後精神的に不安定になりました。生活が安定するまでには長い時間がかかります。」

その過程で被害者を孤立させないような支援が必要だと思います。」

東京都での一時保護はほとんどが東京都女性相談センターで受け入れるが、その間の通勤や子どもの通学が認められていない。専業主婦ならともかく、既婚の就労女性はパートや派遣など有期雇用が多い。長期の休業を快く認める会社は少ないだろう。避難＝退職＝生活保護受給という典型的なコースは、DV被害者に「女性の貧困」という問題も負わせることになる。

また、一時保護中は携帯電話は施設に預け、外出もほとんどできないなど、外部との連絡は厳しく制限されている。こうした運用の問題は以前から指摘されていたが、「安全」と引き換えに制限を受け入れざるを得ないのが現状である。

●民間支援団体として

近藤恵子さん（NPO 法人全国女性シェルターネット）

民間のDV被害者支援のパイオニアである近藤さんは

「DV被害の相談件数はうなぎのぼりですが、一時保護件数は横ばい又は微減です。背景には一時保護制度の使いづらさがあります。」「やっとのことで相談しても、窓口で都道府県や市町村へとたらいまわしにされ、必要な支援にたどり着けず、当事者が安全な場所へ避難できていない。」と行政の問題を語る。また、地域間の支援格差が大きく、行政と民間の間でも支援に差ができてきているという。

さらに、保護命令制度についても「東京地裁は認容率が低く、全国平均を引き下げています」と苦言を呈する。「今必要というときにすぐに保護命令を発令する緊急保護命令を認めてもらいたい」「保護命令の要件を緩和してもらいたい」「(接近禁止等命令が6か月、退去命令が2か月という)保護命令の期間の延長」を改善点としてあげた。

●配偶者暴力相談支援センターとして 納米恵美子さん（横浜市）

男女共同参画センターの指定管理団体である公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の納米さんは、次のように語った。

横浜市では、区福祉保健センター（福祉事務所）、男女共同参画センター、こども青少年局児童虐待・DV対策担当（統括調整部署）の3者を、横浜市DV相談支援センターとして位置づけ、福祉部門と男女共同参画部門の連携により、3者が一体的にDV相談支援センターとしての機能を果たすことで「相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援」を目指している。

しかし、区福祉保健センター（福祉部門）と男女共同参画センター（男女共同参画部門）は、それぞれの組織の成り立ち、目的、業務内容等が異なることから、連携を円滑に進めていく上での違いが明らかになってきた。

その違いを踏まえ、より連携の効果を発揮していくために、両部門の相談員が相互に情報共有や意見交換をできる機会を設けたり、相談票を統一したりなどの工夫を行っている。

●研究者から 戒能民江さん（お茶の水女子大学）

DV防止法研究の第一人者である戒能さんは、次のように語った。

DV防止法の構造的問題は、既存の関連法制度や地域の社会資源を組み合わせ活用する「関連法活用型」の法律であり、DVセンター（配偶者暴力相談支援センター）も既存の施設に「機能」をもたせただけのもので独自のシステムがない点である。また、一時保護も売春防止法の婦人保護事業に依拠していることから、女性差別的な法構造が維持されたままになってしまっている。そのため、「DVセンターの措置権限や責任の所在を明確にすること」が必要であると述べた。さらに「地域間の格差」や「相談員の身分保障」も課題としてあげた。

また、児童福祉や高齢者福祉と並ぶ「女性福祉」の視点から「女性支援法」などの立法が必要であるが、現行法でもできることとして、「行政裁量をコントロールする一定の基準（ガイドライン）の策定が必要」と結んだ。

●私たち弁護士も支援者の一員

弁護士が関わるのはDV被害者支援のごく一部だ。典型的な例をあげれば、DV被害者は、「これはDVだ」と自覚するところからスタートし、子どもを連れて配偶者の元を離れ、生活の本拠を構え、当面の生活のための計画を立て、精神的な傷を癒し、子どもの学校環境を整え、単親世帯として自立していくという長い長い道程がある。被害者がこれらをひとりで乗り越えるのはとても難しく、すべての過程で公的・民間の支援は必須である。

今回のシンポジウムでは、被害者のニーズにあった仕組みづくりのためにDV防止法の更なる法改正を目指すべきこと、課題山積の中で弁護士も他の支援者と連携し、工夫できることが多いということがわかった。

今後当委員会では、女性支援ネットワーク会議として主にDV被害者支援のための行政と民間との連携を図るなど、他の支援者との連携を深めていきたい。

クラス別研修の実施状況について

2013 年度 副会長 相川 泰男 (41 期)

2013 年度 副会長 石本 哲敏 (42 期)

クラス別研修は、主として第65期修習を修了した新規登録弁護士会員を対象に、2013年から初めて義務研修として実施された。

20クラスが編成され、350人の会員が研修を受講した。7回の研修のうち、履修要件となる3回以上出席した会員は342名にのぼり、高い履修率となった。反面、出席率は、回を追うごとに低下し、最低限の3回だけ出席した会員が116名にのぼった。2014年度以降は、いかに受講者の出席を確保するかが検討課題である。

研修内容は、民事事件の相談から解決までの概要(1)・(2)、労働、離婚、消費者、相続、借地借家という実践的なものであった。

受講者の評判は、体験談が聞けて有意義だった、同期会員との横のつながりや、担任・副担任の会員との縦のつながりができてよかったといったものが多かった。

2013年度は、年度当初に会員の不祥事が大々的に報道されたことをうけ、当会の理事者（会長、副会長、監事）



クラス制修了懇親会の様子

が手分けをして各クラスに参加し、15分程度時間をもらって市民窓口の苦情と会員不祥事の防止についての話をさせてもらった。

当会としても初めての試みであったので、手探りの状態であったが、無事1年間のスケジュールを消化し、2月12日には、修了懇親会も行われた。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第35回 憲法出前講座について

憲法問題対策センター市民・高校生部会委員 片山 雅也 (59 期)

1 憲法出前講座の概要

当会憲法問題対策センター市民・高校生部会では、主に中高生を対象にした「憲法出前講座」を行っています。学校の授業では多くの生徒にとって勉強する対象にすぎない憲法について、弁護士の立場から、憲法が現実社会において基本的人権を保障する重要な役割を担っていることを、様々な判例を題材にすることで、リアリティーをもって理解してもらうべく活動しています。

憲法出前講座の多くは中高生を対象にしていることから、講義中におしゃべりしている生徒や寝ている生徒がいることもあります。そのような生徒にも憲法の理念に興味を持ってもらうべく、市民・高校生部会では、より興味を持たれやすいシナリオ作成や講師の表現方法等について日々議論するとともに研究を行っています。

2 憲法出前講座における前半の講義

2014年1月、憲法出前講座を実施し、栗原周成弁護士、殷勇基弁護士及び当職が講師を担当しました。最初に殷弁護士が、芝信用金庫貸金昇格差別事件を題材に憲法14条（平等権）の内容等について講義を行いました。

講義の中では、生徒に原告の陳述書の一部を朗読してもらいました。「昇格試験は女性にとって受かりようのない試験なのです」「昇格試験に合格するには係長にならなければなりません、私たち女性は万年ヒラで係長にさせられていないのです」「裁判官の皆さん、絶対受からない試験のために忙しい仕事で疲れた身体で家庭を持ちながら試験勉強をすることがどんなに辛いこととお分かりいただけますか」等の

部分を朗読してもらうことで、原告の置かれた立場をより具体的に理解してもらうような講義を行いました。

その後の感想では、「教科書とは違ったアプローチは新鮮で、憲法や法律を身近に感じ、生活や社会について考えることができる機会となりました」との声をいただいております。

3 憲法出前講座における後半の講義

後半は、一つの教室に集まっていた生徒の方々に3つの教室に分かれてもらい、各弁護士がそれぞれの教室において、憲法の理念や弁護士の仕事内容等について、生徒の方々からの質問も交えて双方向のコミュニケーションを重視した形式で授業を行いました。当職が担当した教室においては、弁護士の仕事内容について、交渉や訴訟業務に留まらず、企業活動を法務面からサポートする業務等もあることも伝え、弁護士が活躍する場面は広がっていることを伝えました。また、憲法と法律の根本的な違いについて伝え、憲法は権力者を縛るものであることも伝えました。

その後の感想では、「憲法が権力者をしぼるものだと初めて知った」「国会で何が行われているか把握しておくことは自分の生活に直接影響しとても大切だということ」「憲法は私達にとって大切なものだと思います」等の声をいただきました。

市民・高校生部会における活動は、このように高校等を一つ一つ訪問するという地道な活動の連続ですが、憲法の理念やその内容を理解して、お互いの人権を尊重でき、憲法改正の是非について正しく議論できる人が一人でも多く増えることを期待して、これからも憲法出前講座を行っていきたいと思います。

秘密保護法 解説

第9回 ツワネ原則と秘密保護法

秘密保護法対策本部 副本部長 出口 かおり (64 期)

秘密保護法案が国会で審議された昨年11月頃、「ツワネ原則に則った見直しを！」という意見が、日弁連や多くの市民団体から出された。

ツワネ原則は、正式名称を「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」といい、自由人権規約19条やヨーロッパ人権条約10条を踏まえて、国家安全保障分野において立法を行う際の、国家安全保障のための合理的な措置と、市民による政府情報へのアクセス権の保障を両立するための指針である。70か国以上、500人を超える民間の専門家らとの会議を経て、2013年6月に南アフリカの首都プレトリア近郊ツワネで発表されたため、ツワネ原則と呼ばれている。

市民が政府の情報に十分アクセスでき、国の政策決定に一定の役割を果たすことこそが真の国家安全保障、民主的参加及び健全な政策形成につながる。国家安全保障上の利益保護のために情報を秘匿することを認めるとしても、あくまでもそれは人権擁護のため。それが、ツワネ原則の背景にある考え方であり、民主主義国家において基本的に採用されるべき考え方である。

ツワネ原則は、秘密指定のあり方に限らず、情報公開、文書管理、内部告発者保護など、市民の情報へのアクセスを保障するための制度全般にわたって、50項目にわたる原則（実務的ガイドライン）を示している。日弁連のホームページ（<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/statement/data/2013/tshwane.pdf>）に全項目の日本語訳が載っているので、参照されたい。

ツワネ原則からみた秘密保護法の問題点をいくつか指摘すると、以下のとおりである。

① 公的機関の情報にアクセスする権利を制限する場合、その正当性を証明するのは政府の責務である

が（原則1、4）、秘密保護法は報道の自由や知る権利に「配慮する」と規定するだけで（21条）、このような政府の責務を明示していない。

② 恣意的な秘密指定を無効にできるよう、市民が秘密解除を請求するための手続が明確に定められるべきところ（原則17）、秘密保護法にはこのような規定はない。

③ 内部告発者が明らかにした情報もたらす公益が、秘密保持による公益を上回る場合には、当該告発者が報復等の不利益を受けるべきではないところ（原則43、46）、秘密保護法にはこのような規定はなく、公益通報者が漏えい罪（23条）によって処罰される危険が大きい。

④ 公務員でない者は、秘密情報の受領や公衆への公開、秘密情報の探索、アクセスに関する共謀その他の罪により訴追されるべきではないとされるが（原則47）、秘密保護法は公務員でない者も広く処罰できるようにしている（24ないし27条）。

安倍首相は、ツワネ原則は民間団体が作ったものに過ぎないと一蹴したが、世界の流れを理解していない謬見である。この原則の策定にはアムネスティ・インターナショナル等の著名な国際人権団体だけでなく、国際法律家連盟のような法律家団体、安全保障に関する国際団体等、22の団体や学術機関が関わっている。欧州評議会（人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関）の議員会議においてもツワネ原則が引用されており、今後、欧米諸国の秘密保護法制がツワネ原則を参照して改正される可能性が十分あり、日本の秘密保護法は時代遅れのものになるだろう。ツワネ原則に照らし、まずは秘密保護法を廃止すべきである。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第17回 東京地判平成25年2月28日(イーライフ事件)

〔労判1074号47頁〕

労働法制特別委員会委員 近藤 圭介 (60 期)



第1 事案の概要

本件は、競業他社の業務を請け負い、懲戒解雇された原告Xが、被告Y社に対し、懲戒解雇事由があるとしてもその悪質性は高くないなどとして、退職金規程に基づく退職金並びに時間外労働割増賃金及びこれに伴う付加金を請求した事案である。

Y社は、ポータルサイトの運営及びIT関連事業、情報システム開発及びコンサルティング、広告代理業等を目的とする株式会社である。Xは、平成12年4月から正社員として入社していた。Xの元上司であったAは、Y社を退社し、Y社と同種・同業であるB社を設立し、Y社の顧客を奪取していたが、XもAの依頼を受けて、Y社在職中のうち1年間以上にわたってB社の競業業務を請け負い、顧客の奪取に加担した。Y社は、本件競業行為等への加担行為は懲戒事由に該当すると判断してXを懲戒解雇し、本来の退職金168万円余りを退職金規程に従い不支給とした。

なお、Y社の給与規程13条には、精勤手当について、「会社は、営業社員について本規程第15条の超過勤務手当に代えて、精勤手当を定額で支給する。なお、超過勤務手当が精勤手当を超える場合には、その差額を支給する」と規定する。

第2 本件の争点

- 1 本件不支給規定適用の適否及び退職金の額
- 2 時間外労働の有無及び割増賃金の額（給与規程13条に規定する「精勤手当」が残業手当に該当するか）
- 3 付加金の支払いの有無とその額

本稿では誌面の制約上、2の争点について論じる。

第3 判旨

判決は、Xは営業社員でない以上、給与規程13条の適用がないこと、及び、X・Y社間で、労基法所定の割増賃金に代えて一定額の手当（精勤手当）を支払うという固定残業代の個別合意（本件みなし残業合意）の成立を否定した上で、以下のとおり述べた。

1 有効要件

「また仮に本件みなし残業合意がX・Y社間に成立していたとしても、その合意は無効と解するよりほかはない。…かかる合意が有効とされるためには、①当該手当が実質的に時間外労働の対価としての性格を有していること（要件a）、②定額残業代として労基法所定の額が支払われているか否かを判定することができるよう、その約定（合意）の中に明確な指標が存在していること（要件b）のほか、③当該定額（固定額）が労基法所定の額を下回るときは、その差額を当該賃金の支払時期に精算するという合意が存在するか、あるいは少なくとも、そうした取扱いが確立していること（要件c）が必要不可欠であると解される。」

2 あてはめ

「まず要件aを満たすには、少なくとも当該手当が、i 時間外労働に従事した従業員だけを対象に支給され、しかも ii 時間外労働の対価以外に合理的な支給根拠（支給の趣旨・目的）を見出すことができないことが必要であると解されるところ、…Xに支給されていた精勤手当は、その支給額がXの年齢、勤続年数、Y社の業績等により本件全請求期間だけでも数回にわたって変動していることが認められる。そうだとすると上記精勤手当は、時間外労働の対価としての性質以外のものが含まれているものとみるのが自然であ

って、i 時間外労働に従事した従業員だけを対象に支給され、しかも ii 時間外労働の対価以外に合理的な支給根拠（支給の趣旨・目的）を見出すことができない性質の手当であるとはいえない。」

「また要件bを満たすには、少なくとも当該支給額に固定性（定額制）が認められ、かつ、その額が何時間分の時間外労働に相当するのかが指標として明確にされていることが必要であると解されるところ、…精勤手当は、1年間に数回も変動しており、その幅も決して小さくなく固定性（定額制）に疑問があるばかりか、その合意中に当該支給額が何時間分の時間外労働に相当するものであるかを明確にする指標を見出すことはできない。」

「さらに要件cを満たすには、労基法所定の割増賃金との差額精算の合意ないしはその取扱いが確立していることで足りるところ、…少なくとも本件全請求期間のうち本件コンピューター入力システムに転換した後の期間…についてはY社の指示により当初から『出社時刻』の入力記録しか残されておらず、これでは上記労基法所定の割増賃金との適正な差額精算など行いようもないことは明らかであるから、…他に上記差額精算の合意ないし取扱いが存在したことを認めるに足る証拠はない。」

第4 本判決の検討

使用者が、労基法37条1項の割増賃金の支払いに代えて一定額の手当を支給し（手当制）、又は割増賃金を基本給に含めて定額払いとする（定額給制）、いわゆる「みなし割増賃金制」について、一定の要件を満たしていれば、労基法37条1項違反とはならないというのが現在の裁判所の趨勢である。みなし割増賃金制の有効要件について、裁判例においては、

概ね①みなし割増賃金としての性格の明示、②みなし手当としての充当額・区分の明示又は算定可能性を要求しているが、本判決では、①②だけでなく、③みなし超過分の支払合意（本判決における要件c）まで要求し、みなし割増賃金制の有効要件をより厳格に判断している。

この点、テックジャパン事件：最判平成24年3月8日 労判1060号5頁の櫻井龍子裁判官の補足意見では、みなし割増賃金制の有効要件として、①②だけではなく、③みなし超過分の支払合意を要求しており、本判決は同補足意見に影響を受けたものと見られる。テックジャパン事件以降、本判決以外にも、みなし割増賃金の有効要件として、③みなし超過分の支払合意（別途精算する旨の合意が存在するか、少なくともそうした取扱いが確立していること）を要求する裁判例としてアクティリンク事件：東京地判平成24年8月28日 労判1058号5頁がある。他方で、ワークフロンティア事件：東京地判平成24年9月4日 労判1063号65頁では、みなし割増賃金の有効要件として、③みなし超過分の支払合意を要求しつつも、かかる合意の認定において、超過分の精算を行う取扱いがされていなかったことを考慮しておらず、③みなし超過分の支払合意の認定方法にも差異が認められる。

今後、みなし割増賃金制の有効要件として、①②だけでなく、③みなし超過分の支払合意を要求すること（加えて、形式的に支払合意があるだけでなく、超過分の精算を行う取扱いがなされていること）が確立されるかどうか、今後の裁判例を注視する必要がある。

なお、本判決は、Xの正社員としての勤続年数が10年に満たないことや懲戒事由の悪質性を理由に退職金を全額不支給とするY社の措置は有効としたが、Y社に未払い残業代182万7901円と同額の付加金の支払いを命じている。

市民はどう見ているか～裁判員アンケート～

刑事弁護委員会 副委員長 前田 領 (60期)

裁判を終えた後、自己の弁護活動を振り返って反省するにはどのような方法があるだろうか。

相弁護人から指摘を受けたり、公判調書（特に尋問調書部分）を読み返す方法もあるが、これまでは、弁護側の視点・側面でしか、自己の弁護活動を振り返る方法はなかった。

しかし、裁判員裁判制度の実施に伴い、裁判員・裁判所側からの意見を聞く機会ができることとなった。今回は、裁判員のアンケートを取り上げる。

1 裁判員アンケートとは何か

裁判員裁判では、公判終了時に裁判員・補充裁判員の方々がアンケートに記述し、その写しが主任弁護人所属の弁護士会の裁判員裁判関連を所管する委員会（東京弁護士会では裁判員制度センター）にも届く（なお、回答者の個人情報に関わる情報は裁判所からの提供時点で全てマスキングされている）。

東京弁護士会の場合には、裁判員制度センターから、担当事件の弁護人に送付の可否についての問い合わせがあり、弁護人が必要と回答すれば、郵送で弁護人に届く運用になっている（なお、この運用方法については、適宜変更されることがある）。

そのアンケートには、法廷での活動がわかりやすかったか、話し方について問題がなかったか、など検察官・弁護人の訴訟活動に関する質問や、裁判官の説明はわかりやすかったか、十分な議論はできたか、など裁判官の活動や評議についての質問、そして、

裁判員をやった感想などを記述する欄がある。

このアンケートにより、弁護人は、弁護活動についての裁判員の率直な感想を知ることができ、今後の弁護活動につなげることが可能となる。

2 これまでのアンケートの記述

ここで、これまで東京弁護士会に届いたアンケートの中から、今後の弁護活動に参考になるとと思われる記述について少し触れておきたい（●以下の部分はアンケートの記述から抜粋したものである）。

(1) 弁護人の姿勢等について

- 弁護人が寝ている時間があり、印象が悪く不快に感じた
- 弁護人が証人尋問中に寝ており、その後反対尋問していたが、主尋問で聞かれたことと同じことを聞いていた
- 携帯電話を2度も鳴らしていた
- 弁護人の訴訟活動にやる気が感じられなかった。仕方なく、やっているように見えた
- 弁護活動がおざなり。被告人の人生を左右するという覚悟がない

(2) 書証等の取調べ方法について

- 同じ内容の証拠（メールとか）の読み上げが続いて疲れた
- 証拠が画面にうつされたが、間隔が短くてよく理解できないまま、次の画面にってしまった

- 証人がたくさんでてきて、それぞれの証人のあだ名や偽名も使われており、理解しにくかった

(3) 尋問について

アンケートの記述の中で最も多かったのは、弁護人の尋問に関する意見である。

- (弁護人の) 声が小さくて聞き取れなかった
- 話すスピードが早い、早口で聞き取りにくい
- 弁護人の語尾がはっきりしなくて聞き取りにくかった
- 被告人の答えを理解する前に、弁護人の質問がはじまってしまう

また、答える側の被告人や証人側についても下記のように書かれていることもある。

- 被告人・証人の声が聞き取りにくかった。弁護人がマイクを近づけるなど工夫すべき

尋問の内容についても多数の記述があった。

- 時系列や経緯をバラバラに聞かれると理解しにくい
- 質問内容をもっと検討してほしい
- 必要ない尋問が多く、必要な質問が抜けていた
- 法的な用語や専門用語についてのフォローがなされなかった
- 質問というよりも、単に証人や被告人を責めているだけのように思える質問があった
- 検察官と全く同じことを聞いていた。聞き方を変えるとか工夫したほうがいい
- 事件と関係の遠い話を聞いていたが、なぜ聞かわからなかった

(4) 弁論・配布資料について

- 主張に対する裏付けのないことを延々とやっている
- 主張と個人的意見が混在していた
- 裁判員の手元にない資料について話をしているときがあり、モニターとかにうつしてくればよかった

- 配布された弁論要旨が細かすぎる。何を見たらいいのかわからなかった

- 弁護人の資料が簡易すぎた

- 書類の中に年月日の間違いがあり、確認の甘さを感じた

(5) その他

- 決められた時間で質問や説明を終わらせてほしい
- 被告人との連携が不足していた、打ち合わせが不十分
- 遺体写真は、証拠では見なかったが、弁護人の机の上に見えるように置かれており、見てしまってショックだった

3 今後の弁護活動につなげるために

ここで取り上げたのはほんの一部にすぎないが、その記述からも、裁判員が真摯に事件に向き合い、弁護人の一挙手一投足に注目していることは明らかである。

弁護人は法廷での全ての言動に注意を払わなければならない。

アンケートを読み、弁護人への批判とともとれる記述を目にする度、自分の弁護活動でも不十分なところが多々あったことを思い返し、次回の活動に役立てたいと思う。

これらの記述は、決して特定の会員の方へ向けられたものではない。

今後、裁判員裁判の弁護人として活動される際には、このアンケートの記述を参考に、十分な事前準備を行い、法廷で見て聞いて心証を形成する裁判であるということを意識し、裁判員が理解できているか注意しながら弁護活動を行うことを心がけてほしい。

ジェンダー NOW! —両性の平等に関する委員会 連載—

第8回 親子関係をめぐる問題

—離婚後300日問題及び最近の判例の動向—

両性の平等に関する委員会 副委員長 折井 純 (53 期)



1 離婚後300日問題

民法772条第2項は、「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定している。そこで、たとえば、女性が夫の暴力が原因で別居し、離婚手続が長引いている間に別の男性の子を妊娠し、その後離婚したものの離婚後300日以内に子を出産したような場合、子は前夫の子と推定されるため、子の出生届を出すすと前夫が父親とされてしまう。このような事情から、子の出生届を出すことができずに、戸籍が作られない状態の子ども達が現に存在している。いわゆる「離婚後300日問題」である。

この問題を解消するために、離婚後の妊娠であるという医師の証明書を添えて出生届を出せば、民法772条の推定が及ばないものとして、前夫の子としない届け出ができるものとされた（平成19年5月7日付法務省民事局長通達）。

しかし、この証明書が添付されない場合や、そもそも離婚前の妊娠の場合は、やはり前夫の子と推定されてしまう。

血縁上の父の子として戸籍を作成するためには、次の方法がある。(1)前夫に嫡出否認の手続をしてもらう方法。(2)前夫に対し親子関係不存在確認請求の手続をする方法。(1)も(2)も、前夫の協力が不可欠となる。これに対し、(3)懐胎時に別居していたなど妻が夫の子どもを妊娠する可能性がないことが客観的に明白である場合は、血縁上の父に対し認知請求の手続をする方法もある（最判昭和44年5月29日 民集23.6.1064）。この方法は、前夫に対し裁判をする必要はないものの、職権調査事項であるため、裁判官によっては前夫の証言を求める場合もあり、前夫を巻き込まない方法とは一概に言いきれない。何ら責任のない子の利益のためにも、子の戸籍を作成しやすくする措置が必要である。

2 最近の判例の動向

上述の問題以外にも、近時、法律上の親子関係と血縁上の親子関係をめぐって、新しい判例が出ている。

- (1) 性同一性障害特例法に基づき女性から男性に性別の取扱いの変更審判を受けた者が、女性と婚姻し、第三者提供の精子による人工授精で妻が懐胎、出産した子について、民法772条の嫡出推定が及び、当該男性の嫡出子であるとした事案（最決平成25年12月10日）。家族の実態を重視したものといえる。
- (2) 血縁上の父子関係がないことを知りながら認知した者自身が認知無効を主張したケースで、血縁関係がないことを理由とする認知無効の主張は民法785条によって制限されず、認知者は民法786条の利害関係人に当たるとして、認知無効を主張できるとした事案（最判平成26年1月14日）。これについては、認知者による認知無効は認めるべきでないとし、その結果、血縁上の父子関係の存しない法律上の父子関係を容認しても直ちに不合理とはいえないとする反対意見も出ている（大橋正春裁判官）。
- (3) 嫡出推定の及ぶ期間に生まれた子について、DNA鑑定の結果から、血縁上の親子関係が存在しないことが明白である場合に、子から法律上の父に対してなされた親子関係不存在確認の訴えについて、子が血縁上の父に育てられている事情などから、子の請求を認めた事案（大阪高判平成24年11月2日 戸時平成25年1月5頁）。本件は、現在最高裁に係属しているが、民法772条の外観説との関係が注目される。

3 親子関係をめぐる今後

これらの判例にみられるように、家族関係が多様化し、科学技術も進展している現在、民法772条の嫡出推定を含め、親子関係決定のルールについて、法制度上、見直しをすべき時期のように思われる。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第2回 育児支援制度活用のお薦め

男女共同参画推進本部 委員 野坂 優子 (62 期)

私は現在、夫と3歳の男児の3人暮らしです。祖父母は遠方に居住しており援助が見込めないため、夫婦で仕事のスケジュールを調整して育児に取り組んできました。その中で、様々な団体の育児支援制度を利用してきましたが、今回は弁護士会が提供する育児支援制度を活用した感想や弁護士会に期待すること等を述べさせていただきます。

東京弁護士会の育児支援制度の活用

弁護士登録1年目に妊娠・出産を迎えた私は、周囲に同じ境遇の人がいなかったため、弁護士会の育児支援制度を良く知りませんでした。しかし、登録時に受領した資料の中から、偶然「出産・育児を理由とした一般会費の免除」の制度を知り、早速申請することにしました。私の場合、育休期間中は無給であり、その一方で出費は増えていましたので、会費免除の制度は経済的に大変助かりました。また、「会務活動の義務免除」の制度も、登録1年目は既に義務履行済みであったため申請しませんでした。2年目から申請を始めました。子どもが2歳になる頃までは夜泣きの対応で纏まった睡眠すら取れず、肉体的・精神的にも疲れきっていましたので、会務活動の義務から免除された時にはとても安堵したのを覚えています。

一方、「出産に伴う新規登録弁護士研修履修義務猶予」の制度も利用可能でしたが、当時は新規登録弁護士研修だけは完了させたいと思っていたため、申請しませんでした。ですが、産後数週間後に実施された研修に丸一日参加したことが原因で乳腺炎を患い、以後、高熱と胸の痛みに悩まされるようになり、後になって研修への参加を非常に後悔しました。

私が利用した以外にも弁護士会では様々な便利な

育児支援制度を提供していますので、出産・育児をご予定または育児中の方は、できるだけ心身に無理のないよう各種制度を活用していただきたいと思います。

弁護士会等に求めること

育児中の女性の多くは、以前は自己研鑽に充てていた時間の多くを子どものために費やさざるを得なくなると思います。私も、興味深いセミナーや研修の案内を受けても、子どもの面倒を見る人がいない等の理由で多くの場合参加を諦めてきました。そこで、弁護士会に対しては、空いた時間で研修が受けられるネット研修の増加や、託児付き研修の増加等を検討していただきたいと思います。加えて、弁護士会としては、長時間勤務を当然と考える弁護士業界の意識改革にも取り組んでいただきたいと思います。幸い私の勤務先は、私以外にも育児中の女性弁護士が活躍しており育児に対して大変理解がありますが、そのような事務所はまだ少数と思われます。女性が引け目を感じずに育児に取り組める環境が広がるよう、モデルケースの紹介等を通じてワーク・ライフ・バランス向上の推進に取り組んでいただきたいと思います。

一方、育児経験のある女性弁護士には、ぜひ、女性メーリングリストへの登録や、男女共同参画推進本部への参加等を通じて、ご自身の声を発信していただければと思います。同推進本部のメンバーは公募されていませんが、興味のある方は会長推薦によって委員になることが可能です。実際に私もこの制度を利用して同推進本部のメンバーとなりましたが、各月の会議は、弁護士会における男女共同参画の取組みを知り、またそれに対し意見を述べるができる良い機会となっています。ぜひ一人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

午前10時のマドリッド

会員 市原 麻衣



1 格闘技にちなんだ事務所名のおかげで、「先生も何か格闘技をやってらっしゃるんですか」という質問を何度も受けている。当法人に入所する以前は、一度たりともされたことのなかった質問である。新しく入所された66期の弁護士も、早速同じ質問を受けたい。

2 格闘技、とは言わないまでも、受け身の取り方くらいは習っておけばよかったなあと思ったのが、大学の卒業旅行だ。

私は、女の子2人で、フランス、スペイン、イタリアと回る12日間のプランを立てていた。その旅半ば、マドリッドでひったくりに遭ったのである。

手口は見事なもので、後ろからずっと近づいてきたかと思うと、私の斜め掛けのバッグをさっと持ち上げ、次にもすごい勢いで下へ振り切った。その勢いで、肩紐とバッグをつなぐ金具が壊れて外れ、あっという間にバッグを持ち去られてしまったのである。

反動で石畳にしりもちをついた私だったが、人間とっさのときには思いもよらない行動に出るものだ。私はそのまますぐに立ち上がって、犯人の後を追いかけた。英語とスペイン語でわめきながら走っていくアジア人というのは、なかなかインパクトのあるものだったのだろう。午前10時、呑気に街角で遅い朝のコーヒーなど飲んでいてマドリッド市民たちが、わらわらと一緒に犯人の男を追いかけて始めた。

それからは、犯人に道端のごみ袋を投げつける人あり、1ブロックほど走って脱落する人ありと、大騒ぎ。どれくらい走ったのかわからないが、最終的には、ジョギング中のスペイン美女やらクリーニング屋のおじ

さんやら4人ほどが犯人に詰め寄って、バッグを取り返してくれた（もっとも、財布と携帯は抜かれてしまったけれど）。

3 その後がまた大変で、4人とパトカーを呼び止め事情を話しているうちに、私は石畳に打ち付けた肘が痛むことに気づいた。今度は救急車を呼んだが、どの病院に行くかわからないという。友人とはぐれてしまっていた私は、いったんホテルに戻ることにし、パトカーで送り届けてもらった。4人は最後まで残って見送ってくれた。

結局肘は亀裂骨折していた。見事犯罪被害者となったうえ、人生初の骨折をして日本でも乗ったことのない救急車に乗り、パトカーデビューまで果たすひと騒動だったわけだが、私にとってはなんだかとても良い思い出になっている。

4 それはきっと、たくさんの人が助けてくれたからだ。十分お礼を伝えることもできなかったが、最後に残ってくれた4人の顔は今でも覚えている。あの場で誰も助けてくれていなかったらと思うとぞっとする。バッグも取り戻せなかったし、病院に行くのも一苦労だっただろう。異国の地で途方に暮れるほどみじめなことはない。

5 今、依頼者と法廷に行くと、ふとあのときのことを思い出す。裁判所慣れしている依頼者なんてまずいない。どうしたらいいかわからないまま、慣れない場所で助けを求めている、そんな依頼者にとってここは異国も同然だ。…そう思って、頼れる案内人となるべく日々奮闘している次第である。

第50回

弁護士就業問題等に関するアンケート

—アンケートの紹介と分析結果について—

新進会員活動委員会 研修員 森 悟史 (63期)

新進会員活動委員会では、60期の新規登録以降毎年、新入会員と登録5年目の会員を対象に、弁護士就業問題等に関するアンケートを実施しており、2013年度は、新規登録時の65期と新規登録時の61期の会員を対象としたアンケートの比較分析を行いました。そこで、アンケート分析を担当した新進会員活動委員会のアンケートPTのメンバーにインタビューし、分析の結果について語っていただきました。

なお、このアンケート結果についてまとめた冊子を作成しており、当会の会員に対してもお申し出があれば配布しております。ご希望の方は、会員課（TEL.03-3581-2203）までお問い合わせ下さい。

——まずは、アンケートの紹介をお願いします。

このアンケートは、弁護士の増加に伴い、就業状況の悪化が懸念される若手会員の現状を分析・検討する目的で、毎年行っています。集合研修及び5年目の倫理研修の際に配布し、回収しておりますが、今年も、76%を超える会員から回答を得ており、毎年高い回収率を誇っています。また、アンケートの内容も、今まで行った就業活動の内容から、現在の勤務状況、将来の展望まで非常に多岐にわたっているため、若手会員の現状をかなり正確に把握できるものになっていると思います。また、自由記載欄も設けてあり、若手会員の忌憚のない生の声を聞くことができました。

こうして蓄積されたアンケートをもとに、比較分析を行うことで、年を追うごとに若手弁護士の就業状況がどのように変化しているかも正確に把握することができ、非常に興味深い内容になっていると思います。

——今回のアンケートでは、初めて借入れの質問が付け加えられましたが、結果はいかがでしたか。

このアンケートは、初めて給費制から貸与制に移行した65期の会員が対象となっています。司法修習時において貸与を受けた会員は8割近くにも上っています。また、ロースクール在学時に奨学金を受けていた会員も5割を超えています。全体として9割の会員が何らかの理由により借入れをしていることが分かりました。さらに、借入総額についても、600万円以上の借入れをしている会員が2割ほど

いました（表1）。このアンケート結果から、弁護士になるために、相当の金銭的負担を負っていることが明らかとなりました。

——ここ数年、就職難が問題となっていますが、アンケート結果から、就業活動の傾向としてどのようなことが分かりますか。

修習第4クール終了後から二回試験終了までの間に最初の内定を受けたと回答した65期の会員が、61期と比べ大幅に増加しており、内定を受ける時期が遅くなっております。なお、本アンケートの回答者は、一斉登録日に登録を行い研修を受けた会員であることから、一斉登録日に登録できなかった会員は含まれていません（注）。ですので、就職難の状況は、このアンケート結果以上に深刻であると考えられます。また、内定までの事務所訪問回数ですが、5度目以上との回答をした会員が、61期では6.4%であるのに対し、65期では23.9%に増えています。内定までに時間がかかっていることが見て取れます。

——就職難と同様に、若手会員の収入減少が問題となっていますが、収入面でのアンケート結果はいかがですか。

61期と65期を比較すると、内定先の予定年収が500万円未満の割合は、61期で9.9%であるのに対し、65期で21.9%となっています。また、年収1000万円以上の割合は、61期で13.0%であるのに対し、65期で2.0%となっていま

弁護士就業問題等に関するアンケート
結果（65期・61期いずれも新規登録時）

表1 65期の借入状況

借入金額	人数
0～200万円	11名
201～400万円	57名
401～600万円	31名
601～800万円	19名
801～1000万円	15名
1000万円以上	10名

す。この結果から、年収は、全体的に年々低下していると同時に、高収入を得ている会員も減少しています（表2）。

—— 若手会員の現状はまだまだ厳しいですね。

確かに、昨今の若手会員を取り巻く環境は厳しいものがあります。ただ、個人事件を自由に受任できる会員も増えており、事務所に頼りきらず、自分で事件を受任するなどして頑張っている会員も多数見られます。

—— その他、今回のアンケートで特徴的な点は何かありましたか。

特徴的な点としては、他の弁護士会への移籍を検討したことがあるかという質問です。61期では21.1%が移籍を検討したことがあると回答していますが、65期では4.5%と大幅に減少しています。弁護士業界の先行き不透明感から、現状維持的な行動になっているものと思われます。

—— 若手会員は、委員会などの活動について、どのように考えているのでしょうか。

65期は、61期に比べ、委員会や会派などの任意団体に参加したいという会員が増えています。将来を見据え、人脈を広げることや、専門知識を身に付け差別化を図ろうと考えている若手会員が増えていることが見て取れます。裏を返せば、それだけ危機感を持っている若手会員が増えているということでしょう。

—— 若手会員は、弁護士業界の将来について、どのように考えているのでしょうか。

弁護士業界の将来についてのアンケート結果によると、61期と比べ、65期は、悲観的に考えている会員の割合が

表2 弁護士業務による年収

	61期	65期
300万円未満	4名（1.1%）	7名（3.5%）
300～400万円未満	7名（1.9%）	8名（4.0%）
400～500万円未満	25名（6.9%）	29名（14.4%）
500～600万円未満	47名（13.0%）	51名（25.4%）
600～700万円未満	112名（31.0%）	45名（22.4%）
700～800万円未満	44名（12.2%）	26名（12.9%）
800～900万円未満	22名（6.1%）	6名（3.0%）
900～1000万円未満	19名（5.3%）	2名（1.0%）
1000万円以上	47名（13.0%）	4名（2.0%）
無回答	34名（9.4%）	23名（11.4%）

増えています。そのため、よく言えば現実的ですが、全体的に夢がないように見えます。弁護士の増加による影響があるものと思われます。

—— 自分の将来、例えば他の事務所への移籍や独立については、どのように考えているのでしょうか。

現在の勤務先とは別の事務所への移籍について質問したところ、61期よりも65期の方が、移籍に慎重であることが分かりました。これは、若手会員が、中途採用であっても就業が難しいと考えているからであると思われます。一方、独立開業について質問したところ、61期より65期の方が、独立を具体的に考えている会員の割合が増えています。

—— 最後に、今回のアンケートの結果を踏まえ、若手会員の現状をどのように考えていますか。

若手会員の厳しい状況は、今回のアンケート結果にも如実に表れていると思います。ただ一方で、委員会に参加し人脈を広げたり、専門性を高めるなどしてスキルアップを図ろうとする会員も非常に多く見られます。また、個人事件を受任し、収入減をカバーしようと努力されている会員もいます。総じて、厳しい中でも、高い意識をもって活動していることが窺われます。

今後も、このようなアンケートを実施していく予定です。このアンケートが、若手会員を取り巻く環境の改善に役立てば幸いです。

—— 本日はありがとうございました。

（注）65期全体で、修習を終えていながら一斉登録日（65期の場合、2012年12月20日）までに弁護士登録をしなかった人は、任官、任検の人を除いて546人であった。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

33期

貴重な仲間を得た時期



会員 榎原 富士子 (33期)

33期の司法研修所入所は、35年前の1979年である。驚くほど修習時代の細部はすでに忘れていて。そこで、非常に雑駁で強く印象に残っていることだけを取り上げることをご容赦願いたい。

33期の修了生484名のうち女性は33人、6.8%と非常に少なかった。このため、最初の同期との出会いである最高裁判所での健康診断（当時は各自でするものではなく事前に最高裁判所に全員が集められた）でも、湯島の研修所への初出頭日でも、初めて出会った女性どうして急速に仲良くなった。馬橋の寮には、たった10名ほどの女性修習生が二階の一角に集められていたので、前期後期を問わず、夜戻ると毎日のように誰かの部屋で今でいう女子会をした。量の部屋は親密感を増すのに抜群の効果があつた。盛り上がると声が大きくなるので、勉強熱心な修習生からは時々お叱りを受けた。たまに、白表紙の本で一人勉強していたりすると、誰かが勝手に入ってきて、「なんでこんな勉強してるの」と本は隅へ片づけられてしまった。しかし、そこでしか得られない人生勉強もした。女性修習生の主たる関心事の一つは（今であれば、ロースクール生の関心事も同じ）、いつ結婚するか、いつ出産するか、姓を変えるか変えないか、変えるならば時期はいつか…であった。きっぱりと決めて計画的に実行している修習生もあり、他の修習生から称賛をあげた。しかし、多くはどうかとぐずぐずしていた。同期の複数で訪問した大事務所では、

数年先輩の飒爽とした女性弁護士が、「旧姓で弁護士をしています」とさらっと説明してくださった。何か特殊な事情があるためかは聞く勇気もなかったが、その訪問は私がその後、夫婦別姓選択制の裁判や婚外子の裁判にかかわる大きなきっかけになった。当時の仲間は当然、かけがえない親友になった。

私は「要件事実」という言葉を受験勉強時代は全く知らず（多くの同期もそうであつたに違いない）、定塚孝司民裁教官の授業はとても熱意に満ちて新鮮に感じた。あまりに貴重と思ったのか、今も「民事判決起案の手引き」「民事訴訟における要件事実について」（昭和52年や53年と印刷されている）等の5冊を黄ばんだまま保存している。弁護士になってからの10年は、起案をするときに結構参照した。書庫を広くするため、大量の最高裁判所判例解説刑事編は思い切って捨てたが、この白表紙の教科書は今後もきっと捨てない。弁護士になる者にとっては、裁判官や検察官の勉強こそ貴重である。前期クラスの教官であった飯田穰検察官に、偶然その後、実務修習（大阪）でも法廷でお会いした。その論告は深く、ほとんど弁護士の最終弁論のようでもあり、そのお人柄に感銘を受けた。修習から始まってさまざまな方に出会って教えられ助けられてきたことに心から感謝したい。まだもう少し現役を続けるだろうが、さらにどんな縁をつなぐことができるのか1年1年をととても楽しみにしている。



ジョジョ立ちのすすめ

会員 木村 容子 (64期)

ジョジョの奇妙な冒険

誰にとってもお気に入りの本や漫画というものがあるだろう。私は、今まで読んだ漫画の数は覚えていないが、数々のお気に入りの本や漫画の中でも「ジョジョの奇妙な冒険」という漫画は特に好きである。



©荒木飛呂彦 & LUCKY LAND COMMUNICATIONS/集英社

「ジョジョの奇妙な冒険」とは、漫画家の荒木飛呂彦氏による、通称「ジョジョ」と呼ばれる漫画シリーズ（以下「ジョジョ」という）のことである。ジョジョは、集英社の漫画雑誌「週刊少年ジャンプ」や「ウルトラジャンプ」に掲載され、1987年から続いている

長寿漫画で、単行本はシリーズを通じて100巻以上になる。基本的に「部」というまとまりでストーリーが分かれており、現在は第8部にあたるとされる「ジョジョリオン」が連載中である。主なストーリーは、部によっても若干異なるが、「波紋」や「スタンド」と呼ばれる能力等をもった主人公がそれぞれの目標のために死闘を繰り広げるものとなっている。

ジョジョの魅力

前述のようにジョジョは多くの人に長く愛されている。ジョジョのどの点に魅力を感じるかは人それぞれ異なると思うが、私の場合、まず、独特の世界観、台詞回し、ポーズや構図の芸術性等に惹かれる。また、考えさせられるストーリーも魅力的で、私は冒険を通じて成長する主人公に勇気を与えられることもあった。さらに、ジョジョでは場所が緻密に描かれており、旅行した気分を味わうことも読む楽しみのひとつである。

「ジョジョ立ち」

ところで、皆様はこの漫画から派生した「ジョジョ立ち」というものをご存知だろうか。

ジョジョ立ちとは、一般的にジョジョの中で出てきたポーズそのもの、またはそれを再現することを指す。ジョジョでは前述のように日常生活ではあまり見られない斬新なポーズや構図が登場する。なかなか言葉では説明しがたいが、ジョジョ立ちにはイタリアの彫刻のような美しさを感じられるとともに、再現不可能と思われるような挑戦し甲斐のあるポーズもある。再現困難なジョジョ立ちを撮影するファンの方も多く、テレビやインターネット上等でそのジョジョ立ちが取り上げられることも多い。

実際、私も、ジョジョを好きな友達とジョジョ立ちをしたり、ジョジョを全く知らない友達も含めて一緒に記念撮影したりしたことがある。ジョジョ立ちには、ジョジョを知らない場合であっても一緒に盛り上がる事ができる可能性が秘められている。

そこで、私はこのジョジョ立ちを、ジョジョを好きな方はもちろん、読んだことのない方であっても、たとえば運動不足の方や元気がなかなか出ない方にもお勧めしたい。お勧めする主な理由は下記の通りである。

- ①写真の構図が何となく格好良くなる。
 - ②普段使わない筋肉を使うことができる。
 - ③その場にいる人と連帯感が生まれる。
 - ④悩んでいたのに何故か元気が出ることがある（それでも元気が出ない場合は漫画も読むことをお勧めする）。
- 私は、運動不足のため久々にジョジョ立ちをしたいなと思いつつ、また疲れたときには物事に立ち向かう精神を手に入れるべくジョジョを読み返したいと思う。ただ一点私が不安なことは、100冊を超えて増え続けるジョジョを収納する残りのスペースである。

『ハロルドとモード／少年は虹を渡る』

1971 年／アメリカ／ハル・アシュビー監督作品

アメリカで出会った風変わりな秀作
嬉しく切ない気持ちがよみがえる

会員 中村 千之 (48 期)

『ハロルドとモード／少年は虹を渡る』
発売元：パラマウント ジャパン
価 格：1,429 円＋税 発売中



私がこの映画を初めて見たのは33年前の16歳の時だ。

私は子どもの頃、横浜の本牧に住んでいた。当時、小学校の行き帰り、フェンス越しに米軍家族居住区の青々とした芝生、大きな白い家々を眺めては、自然とアメリカ人の生活に憧れていった。小学校5、6年生の先輩たちの中には、関係者以外入場禁止の敷地に自転車でわざと入り、MP（ミリタリーポリス）に追いかけられながら走り去るという難技を楽しんでいた者もいた。私は1人では怖くて絶対にできなかったが、そういう強者に後から付いて行って昂揚感を分けてもらった。

その後、父を説得し、叔母が移り住んだカリフォルニアに高校生になって留学した。ある日、叔母の家で同居していた大学生の従兄が、思うように友人ができない私を見かねたのか、サンフランシスコのダウンタウンにある映画館に連れて行ってくれた。その映画館は、日中は普通の新作映画を上映するが、夜はオーナー好みの秀作映画を上映するような粋な映画館だった。従兄と見た「ハロルドとモード」はまさにその夜の1本だった。姉と妹はいるが男兄弟がいなかった私は、年上の従兄と映画を見に来たことが素直に嬉しくて、また、随分と風変わりな内容の映画に「こんな変な映画が上映されていて、やっぱりアメリカはすごい！」と勝手に浮かれていた。

この映画は、裕福だが虚飾に満ちた生活を送っている母親の愛情を求め、奇行に走る少年ハロルドと、

収容所にいた過去を持つ老女モードの出会いと別れを軸に、自由や反戦、権威や常識に対する批判精神、主体的に生きることの大切さを皮肉とユーモアたっぷりに表現している。

同様のテーマを扱った映画はほかにもあるが、ハロルドとモードの奇行の可笑しさと、それを引き起こす2人の気持ちの背景を思うと胸に迫るものがあり、40年以上も前の映画とは思えないほど、現代でも考えさせられるテーマがそこにある。

アメリカ人の友人に聞いたところ、アメリカでも現代的な名前や古風な名前があるそうで、「ハロルド」は年長者を、「モード」は若々しい雰囲気を感じさせるということだから、そこにも制作者の意図があるようだ。

このコラムを書くにあたり、久しぶりにこのDVDを借りて見た。日本の着物のようなガウンを着てハロルドとモードが水パイプを吸いながら、人生の意味を語り合うシーンは印象的だ。「人が互に関心を持ち思いやることの大切さ」、「主体的に判断し行動することなくして人生の充実感はいわねないこと」、「それが自立につながることを」、この映画は再認識させてくれた。

以前、自分が若くてよく理解できなかったシーンも、年を重ねて見ると理解できるようになっており、自分の年齢と感じ方の変化に苦笑してしまった。

大学生でカッコよかった従兄は、今では恰幅のいい税務署職員としてサクラメントで活躍している。あの映画館はもうないだろうが、この映画を見るたびに、あの時の嬉しくて、でも少し切ない気持ちを思い出す。

むつみ会

をご存知ですか？ 皆様の入会をお待ちしています！



むつみ会総会(2013年4月)



四会共催秋季美術展

一般社団法人むつみ会 2013年度会長 仲田 明子
2014年度会長 木村 優子

むつみ会は、1956年（昭和31年）「東京都弁護士夫人むつみ会」として発足し、2010年（平成22年）に法人化して「一般社団法人むつみ会」と名称は変わりましたが、58年にわたり様々な活動を続けてまいりました。現在は渋谷区千駄ヶ谷の事務所を拠点としております。

むつみ会では、20代～90代までの会員が楽しくお付き合いをしています。活動を通して、子育ての悩み、親の介護、病気や病院の話などを語り合い、その中から教えられ、励まされることも多くお互いに元気をもらっています。何よりも会員のみなさまが、だんだんと若く湧刺としてくるのは驚きです。

助け合って活動をしながらかつやく歳を重ねていこうというお気持ちのある方、女性弁護士の方、大歓迎です！ ぜひ、むつみ会への入会をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

む つ み 会 の 概 要

- 1 設立理念 会員相互の親睦を図りながら知識の向上、社会福祉への寄与、司法活動の賛助を目的としています
- 2 会員資格 東京三弁護士会・隣接県の弁護士会に所属する弁護士の妻・女性弁護士
- 3 会 費 年8,000円（入会金なし）
- 4 現会員数 253名
- 5 活 動
 - ①「会誌むつみ」年一回、会報「むつみだより」年三回発行
 - ② 東京三弁護士会との共催美術展を毎年秋に弁護士会館（クレオ）で開催
 - ③ 秋にバザーをクレオで開催し、収益の一部を各団体に寄付
 - ・2011年の東日本大震災に際して、東京弁護士会の呼びかけに協力し収益金全額280万円を高校生の奨学金として寄付しました
 - ・毎年、都内各区の社会福祉協議会に車椅子3台を寄付しています
 - ・被災地・海外支援活動団体に寄付しています
 - ④ 特別養護老人ホーム・児童養護施設への訪問、「全国重症心身障害児（者）を守る会」へのおむつの縫製、歌のボランティア
 - ⑤ 結婚相談、婚活パーティーを開催
 - ⑥ 講演会、講習会、旅行を企画
 - ・お招きした講師：五木寛之氏、日野原重明氏、養老孟司氏、樋口恵子氏、湯川れい子氏 等
 - ⑦ 法教育出前授業の協力校への働きかけ
- 6 サークル 日本画・書道・手芸・俳句・短歌・コーラス・気功・健康麻雀・山登り・ウォーキング・ゴルフ
- 7 事 務 所 住 所 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷1-31-11-301 「むつみ会」
Tel・Fax 03-3401-6231
E-mail mutumikai6231@gmail.com（お問い合わせ等はこちらにお願い致します）
ホームページ 「むつみ会へようこそ」 <http://mutumikai6231.jimdo.com>

法哲学

『法』における「主体」の問題 仲正昌樹／御茶の水書房

外国法

『はじめてのアメリカ法 補訂版』樋口範雄／有斐閣
『フランス憲政学の動向』山元一／慶應義塾大学出版会
『ドイツとヨーロッパの私法と手続法 ダグマー・ケスター＝ヴァルチン、ミヒャエル・ケスター 論文集』Coester-Waltjen, Dagmar／日本評論社

憲法

『制定の立場で省みる日本国憲法入門 第1集』芦田均／書肆心水
『制定の立場で省みる日本国憲法入門 第2集』金森徳次郎／書肆心水
『憲法遺言／憲法随想／憲法うらおもて／私の履歴書』金森徳次郎／慈学社出版

国会法

『国会法』白井誠／信山社

行政法

『行政法 1 現代行政過程論 第2版』大橋洋一／有斐閣
『行政訴訟の回顧と展望』濱秀和／信山社
『行政訴訟第2次改革の論点』阿部泰隆／信山社
『都市再開発実務ハンドブック 2013』大成出版社
『建築ストック社会と建築法制度』日本建築学会／技報堂出版
『改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説 平成25年11月25日施行』耐震改修法研究会／ぎょうせい

警察法

『警察の倫理』金山泰介／立花書房
『民事不介入原則の超克 警察はどこまで支援できるか』日本弁護士連合会／金融財政事情研究会

税法

『日税研論集 移転価格税制の研究 第64号 (2013)』日本税務研究センター／日本税務研究センター
『税金還付の実務75問75答 新版』ひかり税理士法人／清文社
『不動産の評価・権利調整と税務 土地・建物の売買・賃貸からビル建設までのコンサルティング 平成25年11月改訂』鶴野和夫／清文社
『実務家のための資産税重要事例選集 4訂版 相続税・贈与税・財産評価 譲渡所得・登録免許税・事業承継税制』橋本守次／大蔵財務協会
『図解とQ&Aで実務がわかる法定調書のすべて 所得税法 相続税法 租税特別措置法 国外送金等調書提出法』佐藤和助／大蔵財務協会
『所得税実務問答集 平成25年11月改訂』新木敏克／納税協会連合会
『MSA・企業組織再編のスキームと税務 第2版』太田洋／大蔵財務協会
『相続税・贈与税取扱いの手引 平成25年

11月改訂』佐竹寿紀／納税協会連合会
『業種別消費税率引上げ・転嫁対策ハンドブック』名古屋VAT研究会／ぎょうせい
『ミス事例でわかる消費税の実務ポイント』黒田正雄／新日本法規出版

地方自治法

『東京都予算編成に対する要望 2014年度』日本共産党東京都議会議員団
『逐条地方公務員法 新版第3次改訂版』橋本勇／学陽書房

民法

『実践一般社団法人・信託活用ハンドブック 相続贈与・資産管理・事業承継対策に役立つ!』白井一馬／清文社
『法人登記書式精義 第4巻』登記研究編集室／テイハン
『現代の代理法 アメリカと日本』樋口範雄／弘文堂
『民法 (債権関係) 改正に関する比較法資料』法務省民事局／商事法務
『ペットのトラブル相談Q&A』渋谷寛／民事法研究会
『家族法 第4版』二宮周平／新世社
『離婚・内縁解消の法律相談 第3版』山之内三紀子／青林書院
『相続の登記実務Q&A120問』青山修／金融財政事情研究会
『遺言執行の手引』山崎巴義／商事法務
『これでわかる! 相続で必要になる戸籍の見方・調べ方』篠崎哲夫／日本加除出版
『Q&A即答戸籍の実務』岩崎孝二郎／日本加除出版
『新・マンション管理の実務と法律』齊藤広子／日本加除出版
『交通事故損害賠償必携 資料編 2014年』倉田卓次／新日本法規出版
『交通事故損害額算定基準 24訂版 実務運用と解説 2014年』日弁連交通事故相談センター
『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 基準編 2014上巻』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター東京支部
『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 講演録編 2014下巻』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター東京支部

会社法

『合同会社 (LLC) とパススルー税制』森信茂樹／金融財政事情研究会
『株式評価実務必携 平成25年11月改訂』谷内由美子／納税協会連合会
『株主総会想定問答集 平成26年版』商事法務
『招集通知・議案の記載事例 平成26年版』商事法務
『財務諸表監査における不正対応』宇澤亜弓／清文社
『検証裏口上場 不適当合併等の事例分析』鈴木広樹／清文社

刑法・刑事政策

『犯罪学 理論的背景と帰結』Lilly, J. Robert／金剛出版
『日本犯罪学会設立百年記念大会』日本犯罪学会

『Q&A実例交通事件捜査における現場の疑問』城祐一郎／立花書房
『犯罪学・刑事政策の新しい動向』藤本哲也／中央大学出版部
『新時代の矯正と更生保護』藤本哲也／現代人文社
『弁護人のための指紋鑑定』齋藤保／現代人文社
『秘密法で戦争準備・原発推進』海渡雄一／創史社

司法制度・司法行政

『法科大学院におけるローヤリング教育の理論と実践』日本弁護士連合会法科大学院センター／民事法研究会
『「無罪」を見抜く』木谷明／岩波書店
『裁判官の歩き方』吉戒修一／商事法務
『弁護士の仕事術 5 不動産事件処理の基本』藤井篤／日本加除出版
『信頼される司法の実現』東京弁護士会法友会／現代人文社
『弁護士の仕事術 7 法律事務所運営のポイント』藤井篤／日本加除出版
『憲法と司法の灯りを今こそ輝かそう』東京弁護士会期成会／東京弁護士会期成会
『司法書士の専門家責任』加藤新太郎／弘文堂

訴訟手続法

『民事実務講義案 1 4訂補訂版』司法協会
『民事訴訟における事実認定 契約分野別研究 (製作及び開発に関する契約)』畠山稔／司法研修所
『書式支払督促の実務 全訂9版』園部厚／民事法研究会
『民事弁護教材 民事執行 改訂 (補正版)』司法研修所／日本弁護士連合会
『民事弁護教材 民事保全 改訂 (補正版)』司法研修所／日本弁護士連合会
『倒産法の判例・実務・改正提言』園尾隆司／弘文堂
『会社更生の実務Q&A120問』全国倒産処理弁護士ネットワーク／金融財政事情研究会
『簡易裁判所における刑事公判の理論と実務』三好一幸／司法協会
『略式手続の理論と実務』三好一幸／司法協会
『裁判員裁判の理論と実践 補訂版』杉田宗久／成文堂

少年法

『現代日本の少年非行』岡邊健／現代人文社
『少年司法と国際人権』山口直也／成文堂

経済産業法

『Q&A法人登記の実務事業協同組合』吉岡誠一／日本加除出版
『証券取引被害判例セレクト 46』全国証券問題研究会／全国証券問題研究会
『金融商品取引法入門』栗原脩／金融財政事情研究会
『グローバル金融規制の潮流』中空麻奈／きんざい
『Q&A そこが知りたいこれからの金融モニタリング』江平享／金融財政事情研究会
『中小企業海外展開支援法務アドバイス』應本昌樹／経済法令研究会

無体財産法

『外国出願を見据えた日本語クレームドラフトの実務』酒井将行／エイバックズーム
『なぜ、日本の知財は儲からない パテント強国アメリカ秘密の知財戦略』幸田ヘンリー／レクシスネクシス・ジャパン

放送法

『内部的メディアの自由 研究者・石川明の遺産とその継承』花田達朗／日本評論社

労働法

『新労働事件実務マニュアル 第3版』東京弁護士会労働法制特別委員会／ぎょうせい
『事例でわかる問題社員への対応アドバイス』芦原一郎／新日本法規出版
『ケースで学ぶ労務トラブル解決交渉術 弁護士・企業の実践ノウハウ』安倍嘉一／民事法研究会
『解雇改革 日本型雇用の未来を考える』大内伸哉／中央経済社
『モデル賃金・年収と昇給・賞与 最新・賃金実態の決定版 2014年版』労務行政研究所／労務行政
『65歳雇用時代の中・高齢層処遇の実務』労務行政研究所／労務行政
『自動車運転者労務改善基準の解説 改訂5版』労働調査会／労働調査会

児童福祉法

『子どもの権利アジアと日本』荒牧重人／三省堂

医事法

『銀座眼科レーシック集団感染事件』銀座眼科被害対策弁護団
『医療事故の法律相談Q&A』上田智司／法学書院
『ハンセン病のことを知っていますか?』岡山弁護士会人権擁護委員会
『生体臓器移植ドナーの意思確認に関する指針』日本総合病院精神医学会／星和書店

環境法

『鉱害賠償責任の実体的研究』徳本鎮／信山社
『里地里山の保全案内 保全の法制度・訴訟・政策』坂口洋一／Sophia University Press上智大学出版
『PM2.5と健康』医歯薬出版

スポーツ法

『紛争類型別スポーツ法の実務』多田光毅／三協法規出版

国際法

『国際取引法』藤川信夫／尚学社
『国際刑事裁判所と人権保障』東沢靖／信山社
『入管訴訟マニュアル』東京弁護士会外国人の権利に関する委員会／現代人文社

医学書

『においと嗅覚障害 耳鼻咽喉科領域のジェネリック医薬品とサプリメント』医学書院
『顔面美容外科の合併症と治療』克誠堂出版
『G-CSF適正使用ガイドライン 2013年版』日本癌治療学会／金原出版

『必ず診療に役立つスポーツ傷害の画像診断』帖佐悦男／羊土社

『学校・職場のメンタルヘルスの実践と応用』牧野真理子／新興医学出版社

『精神科面接マニュアル 第3版』Carlat, Daniel J.／メディカル・サイエンス・インターナショナル

『小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン 2013』日本小児腎臓病学会／診断と治療社

『症例を通して学ぶ年代別食物アレルギーのすべて』海老澤元宏／南山堂

『クリティカルケアにおける呼吸管理』氏家良人／克誠堂出版

『スポーツ整形外科マニュアル 新版』篠塚昌述／中外医学社

『内科学書 改訂第8版 1 内科学総論』小川聡／中山書店

『内科学書 改訂第8版 2 感染性疾患』小川聡／中山書店

『内科学書 改訂第8版 3 循環器疾患』小川聡／中山書店

『内科学書 改訂第8版 4 消化管・腹膜疾患』小川聡／中山書店

『内科学書 改訂第8版 5 内分泌疾患』小川聡／中山書店

『内科学書 改訂第8版 6』小川聡／中山書店

『内科学書 改訂第8版 別巻 基準値一覧 総索引、総目次』小川聡／中山書店

『線維筋痛症の病態と治療』小宮節郎／メジカルビュー社

『内科診療にガイドラインを生かす』医学書院

『HIV感染症2013』医薬ジャーナル社

『カプセル内視鏡の現状と展望』医学書院

『分子標的薬』日本臨牀社

『女性アスリートの医科学的サポートを考える』文光堂

『癌取り扱い規約からみた悪性腫瘍の病期診断と画像診断』臨床放射線編集委員会／金原出版

『最新肺癌学』日本臨牀社

『運動器慢性痛診療の手引き』日本整形外科学会／南江堂

『気道管理ガイドブック 改訂第2版』村島浩二／真興交易(株)医書出版部

『徹底ガイド心不全Q&A 第2版』佐藤直樹／総合医学社

『ERでの非典型症状にだまされない! 救急疾患の目利き術』安藤裕貴／羊土社

『医育機関名簿 2013-2014』羊土社

『緩和医療薬学』日本緩和医療薬学会／南江堂

『救急患者の診かた考え方 改訂3版』白川洋一／金芳堂

『災害と支援者の抑うつ』医薬ジャーナル社

『一般外科・消化器外科51術式別術後管理のチェックポイント 上 甲状腺・乳腺・食道・胃・小腸・肝臓』大井田尚継／医歯薬出版

『一般外科・消化器外科51術式別術後管理のチェックポイント 下 胆道・脾臓・脾臓・結腸・直腸・体表ヘルニア』大井田尚継／医歯薬出版

『Q&Aでわかる呼吸器疾患ガイドライン実践ブック』須田隆文／南江堂

『ウィリアムズ血液学マニュアル 第2版』Lichtman, Marshall A.／メディカル・サイエンス・インターナショナル

『カルテを読むための医学用語・略語ミニ辞典 第4版』浜家一雄／医学書院

『小児整形外科疾患診断・治療の進歩』岩本幸英／南江堂

『造血管腫瘍診療ガイドライン 2013年版』日本血液学会／金原出版

『科学的根拠に基づく脾臓診療ガイドライン 2013年版』日本脾臓学会／金原出版

『科学的根拠に基づく肝臓診療ガイドライン 2013年版』日本肝臓学会／金原出版

『臨床試験実施ガイドライン 第3版 2013年10月』日本癌治療学会／金原出版

『救急整形外傷レジデントマニュアル』田島康介／医学書院

『救急レジデントマニュアル 第5版』堀進悟／医学書院

『骨・軟部腫瘍 癌診療指針のための病理診断プラクティス』青笹克之／中山書店

『大動脈外科の要点と盲点 第2版』高本真一／文光堂

『周術期深部静脈血栓／肺血栓塞栓症』瀬尾憲正／克誠堂出版

『気分障害ハンドブック』Ghaemi, S. Nassir／メディカル・サイエンス・インターナショナル

『最新内分泌代謝学』中尾一和／診断と治療社

『整形外科的理学療法 第2版』Shankman, Gary A.／医歯薬出版

『スタンダード小児外科手術』猪股裕紀洋／メジカルビュー社

『系統小児外科学 改訂第3版』福澤正洋／永井書店

『ベッドサイド泌尿器科学 改訂第4版』小川修／南江堂

『開業医の外来小児科学 改訂6版』下村国寿／南山堂

『乳幼児の発達障害診療マニュアル』洲鎌盛一／医学書院

『FCCSプロバイダーマニュアル 第2版』米国集中治療医学会／FCCS運営委員会

『SHD インターベンションコンプリートテキスト』Carroll, John D.／医学書院

『消化器外科専門医へのminimal requirements』白石憲男／メジカルビュー社

『特発性間質性肺炎の治療と管理』杉山幸比古／克誠堂出版

『単孔式内視鏡手術』木村泰三／南江堂

『斜視手術』若倉雅登／金原出版

『診療ガイドラインに沿った肝臓治療の要点と盲点』高山忠利／文光堂

『こどもの検査と処置の鎮静・鎮痛』堀本洋／中外医学社

判例集・判例評釈集

『私法判例リマックス 2014上』日本評論社

『交通事故民事裁判例集 45-6』不法行為法研究会／ぎょうせい

『高等裁判所刑事裁判速報集 平成24年』法務省大臣官房司法法制部／法曹会

その他

『小室直樹の世界』橋爪大三郎／ミネルヴァ書房

『東大紛争の記録』東京大学新聞研究所／日本評論社

『公文作成の要点と文例』八木欣之介／新日本法規出版